

履 修 案 内

～ 平成 31 年度 ～

修士課程看護学専攻
博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻

山梨大学大学院医工農学総合教育部

目 次

1. 修士課程看護学専攻

修士課程看護学専攻履修の手引き	1
その他の連絡事項	3
平成31年度大学院修士課程看護学専攻行事予定	4
授業科目一覧	5
授業時間割表	6
大学院共通科目 授業日程表	7

2. 博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻履修の手引き	8
その他の連絡事項	10
平成31年度大学院博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻行事予定	11
授業時間割表	12
大学院共通科目 授業日程表	14
授業科目一覧	15
授業科目及び担当教員	16

3. 学位論文関係（修士課程）

修士課程看護学専攻学位論文審査申請手続の要領	19
------------------------	----

4. 学位論文関係（博士課程）

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻学位論文審査申請手続の要領	21
--------------------------------	----

5. 関係諸規程

【共通】

山梨大学大学院学則	24
山梨大学学位細則	43
山梨大学英文学位記交付要領	47
山梨大学大学院研究生細則	48
山梨大学院特別研究生交流細則	50
山梨大学大学院医工農学総合教育部GPA制度に関する要項	52
山梨大学大学院医工農学総合教育部細則	55

【修士課程看護学専攻】

山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻履修規程	66
山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻学位論文審査規程	67
山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び 看護学専攻長期履修学生規程	72

【博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻】

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学 専攻履修規程	76
山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻 学位論文審査規程	77
山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻 長期履修学生規程	88

修士課程看護学専攻

修士課程看護学専攻履修の手引き

1. 修士課程看護学専攻の修了要件は次のとおりである。

- ① 2年以上在学すること。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- ② 看護学専攻授業科目から30単位以上を修得すること。
- ③ 必要な研究指導を受けること。
- ④ 学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

2. 履修方法

(1) 必要単位数及び履修方法について

- ① 看護学専攻授業科目は、「授業科目一覧」(P5)のとおり大学院共通科目、専攻共通科目及び専門科目からなり、この中から修了に必要な30単位以上を修得すること。
 - ② 30単位のうち、大学院共通科目から2単位以上、専門科目から各自の教育研究領域科目の講義2単位、演習6単位、特別研究A6単位、特別研究B6単位の計22単位が必修単位となる。
 - ③ 各自の教育研究領域科目以外は選択科目となり、専攻共通科目及び専門科目から8単位以上を修得すること。
- ※ 選択科目として「演習」を履修する者は、前期において当該演習科目の「特論」を履修しておくこと。(例えば、自身の教育研究領域が「基礎看護学」で、「臨床看護学演習」の履修を希望する者は、前期において「臨床看護学特論」を履修しておかなければならない。)

専攻名	科目区分	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
看護学専攻	大学院共通科目	必修	講義	1単位
		選択必修	講義	1単位
	専門科目	選択必修	講義	2単位
			演習	6単位
			特別研究A	6単位
			特別研究B	6単位
	専攻共通科目 又は専門科目	選択	講義及び演習	8単位以上
合計			30単位以上	

(2) 履修申告について

- ① 履修科目が決定したら「履修科目申告書」に記入し、学務課大学院担当に提出すること。平成31年度の履修科目申告書提出期限は 4月9日(火) 12:00 までとする。
- ② 申告後に履修科目を取消す場合は、履修科目取消期間中に各授業担当教員の承認を得た上で、速やかに『履修科目取消申告票』を学務課大学院担当に提出すること。
- ③ 申告しない科目については基本的には履修できないので注意すること。
- ④ 修了年次には、特別研究A及び特別研究Bを履修申告すること。ただし、

特別研究 A 修得後に特別研究 B を履修すること。なお、その他の講義・演習科目の履修も可能とする。ただし、修了年次において授業を履修する場合も、上記①の「履修科目申告書」を提出すること。

⑤履修申告に関する留意事項

- ・社会人が仕事をしながら履修できるよう、昼間の開講科目を夜間にも行う。同じ科目については昼夜のどちらの時間を選択しても良いが、昼夜のどちらか一方のみ開講になる場合がある。
- ・授業時間割表と実際の開講時間が変更となる場合があるので、履修申告にあたっては担当教員に事前に確認しておくこと。

⑥履修科目申告書提出先：

学務課教務グループ大学院担当（医学部キャンパス）

電話055-273-9627（直通）、FAX 055-273-6742

（3）学位論文の中間発表会

- ①修士課程看護学専攻に1年以上在学し、規定の授業科目を修得した者は、指導教員の承認を得た上で、原則として公開形式の発表を行う。
- ②発表内容は、学位論文の進捗状況（研究計画の内容及び進捗状況）とする。
- ③中間発表会の日程は、平成31年5月14日（火）の予定である。
詳細は「学位論文審査手続の要領」を参照すること。

その他の連絡事項

1. 各種届出について

(1) 本人の現住所、電話番号、携帯電話番号、携帯メールアドレス等の変更

CNSの「連絡先情報変更/Change Contact Information」、または各キャンパス窓口で変更してください。

(2) 上記(1)以外の本人の氏名等、保護者・保証人の現住所等の変更

学務課の窓口で変更してください。

※氏名の変更の場合は、次の書類も必要です。

改姓の場合・・・運転免許証やパスポート等のコピー

改名を伴う場合・・・戸籍抄本（コピー不可）

2. 休・退学の願い出について

休学及び退学しようとする日の1ヶ月前までに申し出ること。休学及び退学は授業料を納入した後でなければ、手続きがとれないので注意すること。

3. 学生への連絡方法

授業の休講、教室変更、奨学金・授業料免除等の連絡事項は、CNS (<https://cns.yamanashi.ac.jp>) (学外からも利用可能) に掲示するので、定期的に確認すること。また、各種配付物は看護学科教育研究棟1階の大学院生用メールボックスに送付する他、重要事項は直接連絡することがある。(メールボックスは定期的に確認すること。)

4. 各種証明書の発行について

学務課窓口前に設置されている証明書自動発行機(平日 AM8:30~PM7:00)にて次の証明書を発行している。

- ・在学証明書
- ・成績証明書
- ・修了見込証明書(最終学年在籍者のみ)
- ・学割証(1人年間10枚限度)

5. 学生証の携帯について

大学院生としての身分を証明する他、大学施設を利用する場合や証明書自動発行機の操作に必要となるので常に携帯すること。紛失した場合は直ちに学務課へ申し出ること。また再発行(有料)には3日~1週間程度の期間を要する。

6. 駐車場利用申請(医学部キャンパス)

大学構内への自動車の乗り入れは許可制(有料)になっている。自動車にて通学を希望する場合は、駐車券・パスカード受付窓口(病院1階食堂付近)にて手続き、パスカードを購入すること。また、病院駐車場には絶対に駐車しないこと。

7. その他

図書館及び保健管理センター等は学生生活案内を参照すること。その他不明な点は、学務課にて確認すること。

平成31年度 大学院修士課程看護学専攻行事予定

期	月	日	曜日	行 事 等	対 象 学 年	
					1年次	2年次以降
前 期	31年 4	1	日	学年始・前期開始	◎	◎
				健康診断 下記参照	◎	◎
		5	金	入学式(午前)	◎	
		5	金	オリエンテーション(午後)	◎	
		9	火	履修申告書提出期限	◎	◎
		11	木	前期授業開始	◎	◎
	5	14	火	中間発表会(午前)		◎
	7	12	金	9月修了者 学位論文提出期限		◎
	8月中旬まで		9月修了者 論文審査・最終試験			◎
	9		5	木	9月修了者 学位論文発表会(午後)	
13			金	後期履修科目変更締切	◎	◎
26			木	秋季修了式・学位記授与式		◎
30			月	前期終了	◎	◎
後 期	10	1	火	開学記念日・後期開始	◎	◎
		2	水	後期授業開始	◎	◎
	32年 1	10	金	3月修了者 学位論文提出期限		◎
		2月中旬まで		3月修了者 論文審査・最終試験		◎
		2	13	木	3月修了者 学位論文発表会(午後)	
3	19	木	修了式・学位記授与式		◎	
	31	火	学年終了・後期終了	◎	◎	

※ 日程は変更となる場合があります。

● 健康診断日程(下記期間内の都合の良い時間に受けてください。)

○4月3日(水)

男子: 13:00~14:30(14:15受付終了)

女子: 9:15~10:30(10:15受付終了)

14:45~15:30(15:15受付終了)

○4月5日(金)

男子: 13:00~14:00(13:45受付終了)

女子: 10:45~11:30(11:15受付終了)

14:15~15:15(15:00受付終了)

○4月4日(木)

男子: 9:00~10:30(10:15受付終了)

女子: 10:45~11:30(11:15受付終了)

13:15~15:30(15:15受付終了)

※受診できない方で、勤務先等で健康診断を実施している方は、健康診断結果(コピー可)を保健管理センターに提出してください。

授業科目一覧^{注1)}

(平成31年4月1日現在)

専攻	部門	科目コード	授業科目名	履修年次	単位数			担当教員	備考	
					講義	演習	特別研究			
大学院 共通科目		GSC501A	科学者倫理	1	1			中尾教授、宮澤教授	必修	
		GSC502A	キャリアマネジメント	1	1			風間教授 他	選択必修	
		GSC503A	サイエンスコミュニケーション	1	1			中尾教授	選択必修	
看護学 専攻	専攻 共通 科目	GNC500	看護保健統計論	1	2			宮村教授、中本教授		
		GNC501	看護環境論	1	2			宮村教授、田辺教授		
		GNC503	看護教育論	1	2			坂本准教授、石井准教授		
		GNC504	看護倫理学特論	1	2			水野教授、谷口教授、坂井学部内講師		
		GNC505	看護実践方法論	1	2			小林教授、浅野講師		
		GNC506	看護研究方法論	1	2			浅川教授、		
		GNC507	看護管理学特論	1	2			浅川教授、谷口教授		
		GNC508	遺伝看護学特論	1	2			(非開講)		
	専門 科目		GSN500	基礎看護学特論	1	2			田辺教授、浅川教授、山田講師	
			GSN501	基礎看護学演習	1		6		田辺教授、浅川教授、山田講師	
			GSN613	基礎看護学特別研究A	2			6	田辺教授、浅川教授	
			GSN614	基礎看護学特別研究B	2			6	田辺教授、浅川教授	
			GSN502	臨床看護学特論	1	2			坂本准教授、石井准教授、長崎講師	
			GSN503	臨床看護学演習	1		6		坂本准教授、石井准教授、長崎講師	
			GSN615	臨床看護学特別研究A	2			6	坂本准教授、石井准教授	
			GSN616	臨床看護学特別研究B	2			6	坂本准教授、石井准教授	
			GSN504	地域看護学特論	1	2			相原教授、宮村教授、神崎准教授	
			GSN505	地域看護学演習	1		6		相原教授、宮村教授、神崎准教授	
			GSN617	地域看護学特別研究A	2			6	相原教授、宮村教授、神崎准教授	
			GSN618	地域看護学特別研究B	2			6	相原教授、宮村教授、神崎准教授	
			GSN506	高齢者看護学特論	1	2			谷口教授、菅沼講師	
			GSN507	高齢者看護学演習	1		6		谷口教授	
			GSN619	高齢者看護学特別研究A	2			6	谷口教授	
			GSN620	高齢者看護学特別研究B	2			6	谷口教授	
			GSN508	精神看護学特論	1	2			水野教授	
			GSN509	精神看護学演習	1		6		水野教授	
			GSN621	精神看護学特別研究A	2			6	水野教授	
			GSN622	精神看護学特別研究B	2			6	水野教授	
			GSN510	感染看護学特論	1	2			田辺教授	
			GSN511	感染看護学演習	1		6		田辺教授	
			GSN623	感染看護学特別研究A	2			6	田辺教授	
			GSN624	感染看護学特別研究B	2			6	田辺教授	
			GSN512	産業保健看護学特論	1	2			宮村教授、水野教授、山縣教授	
			GSN513	産業保健看護学演習	1		6		宮村教授、水野教授、山縣教授	
			GSN625	産業保健看護学特別研究A	2			6	宮村教授、水野教授、山縣教授	
			GSN626	産業保健看護学特別研究B	2			6	宮村教授、水野教授、山縣教授	
	GSN514	排泄看護学特論	1	2			谷口教授、三井准教授			
	GSN515	排泄看護学演習	1		6		谷口教授			
	GSN627	排泄看護学特別研究A	2			6	谷口教授			
	GSN628	排泄看護学特別研究B	2			6	谷口教授			
	GSN516	国際看護学特論	1	2			宮本教授			
	GSN517	国際看護学演習	1		6		宮本教授			
	GSN629	国際看護学特別研究A	2			6	宮本教授			
	GSN630	国際看護学特別研究B	2			6	宮本教授			
	GSN518	母性看護学特論	1	2			小林教授			
	GSN519	母性看護学演習	1		6		小林教授			
	GSN631	母性看護学特別研究A	2			6	小林教授			
	GSN632	母性看護学特別研究B	2			6	小林教授			
	GSN520	小児看護学特論	1	2			阿久澤准教授、安藤講師			
	GSN521	小児看護学演習	1		6		阿久澤准教授、安藤講師			
	GSN633	小児看護学特別研究A	2			6	阿久澤准教授			
	GSN634	小児看護学特別研究B	2			6	阿久澤准教授			

注1): 各授業科目の概要は「電子シラバス」を参照して下さい。

平成31年度医工農学総合教育部 修士課程看護学専攻 授業時間割

【前期】

曜日	1時限(9:00~10:30)		2時限(10:40~12:10)		3時限(13:10~14:40)		4時限(14:50~16:20)		5時限(16:30~18:00)		6時限(18:10~19:40)		7時限(19:50~21:20)		
	部門	科目	部門	科目	部門	科目	部門	科目	部門	科目	部門	科目	部門	科目	
月								●臨床看護学特論 ●精神看護学特論 ●排泄看護学特論	GSN502A GSN508A GSN514A	●高齢者看護学特論 ●国際看護学特論	GSN506A GSN516A	●臨床看護学特論 ●精神看護学特論 ●地域看護学特論 ●感染看護学特論 ●産業保健看護学特論 ●排泄看護学特論 ●国際看護学特論	GSN502B GSN508B GSN504B GSN510B GSN512B GSN514B GSN516B	●高齢者看護学特論	GSN506B
火							◎看護倫理学特論 ●小児看護学特論 ●地域看護学特論	GNC504A GSN520A GSN504A		◎看護研究方法論	GNC506A	◎看護倫理学特論	GNC504B		
水									●母性看護学特論	GSN518A	◎看護研究方法論	GNC506B	●母性看護学特論 ●小児看護学特論	GSN518B GSN520B	
木							◎看護保健統計論	GNC500A	●基礎看護学特論 ●感染看護学特論	GSN500A GSN510A	◎看護環境論	GNC501B	●基礎看護学特論	GSN500B	
金							◎看護環境論	GNC501A	●産業保健看護学特論	GSN512A	◎看護保健統計論	GNC500B			

【後期】

曜日	1時限(9:00~10:30)		2時限(10:40~12:10)		3時限(13:10~14:40)		4時限(14:50~16:20)		5時限(16:30~18:00)		6時限(18:10~19:40)		7時限(19:50~21:20)		
	部門	科目	部門	科目	部門	科目	部門	科目	部門	科目	部門	科目	部門	科目	
月						●基礎看護学演習 ●臨床看護学演習 ●精神看護学演習 ●感染看護学演習 ●産業保健看護学演習 ●排泄看護学演習 ●国際看護学演習 ●母性看護学演習 ●小児看護学演習	GSN501A GSN503A GSN509A GSN511A GSN513A GSN515A GSN517A GSN519A GSN521A	●基礎看護学演習 ●臨床看護学演習 ●精神看護学演習 ●感染看護学演習 ●産業保健看護学演習 ●排泄看護学演習 ●国際看護学演習 ●母性看護学演習 ●小児看護学演習	GSN501A GSN503A GSN509A GSN511A GSN513A GSN515A GSN517A GSN519A GSN521A	●基礎看護学演習 ●臨床看護学演習 ●精神看護学演習 ●感染看護学演習 ●産業保健看護学演習 ●排泄看護学演習 ●国際看護学演習 ●母性看護学演習 ●小児看護学演習	GSN501A GSN503A GSN509A GSN511A GSN513A GSN515A GSN517A GSN519A GSN521A	●基礎看護学演習 ●臨床看護学演習 ●地域看護学演習 ●精神看護学演習 ●感染看護学演習 ●産業保健看護学演習 ●排泄看護学演習 ●国際看護学演習 ●母性看護学演習 ●小児看護学演習	GSN501B GSN503B GSN505B GSN509B GSN511B GSN513B GSN515B GSN517B GSN519B GSN521B	●基礎看護学演習 ●臨床看護学演習 ●地域看護学演習 ●精神看護学演習 ●感染看護学演習 ●産業保健看護学演習 ●排泄看護学演習 ●国際看護学演習 ●母性看護学演習 ●小児看護学演習	GSN501B GSN503B GSN505B GSN509B GSN511B GSN513B GSN515B GSN517B GSN519B GSN521B
火					●高齢者看護学演習	GSN507A	●高齢者看護学演習	GSN507A	◎看護教育論 ●高齢者看護学演習	GNC503A GSN507A	◎看護教育論 ●高齢者看護学演習	GNC503B GSN507B	●基礎看護学演習 ●臨床看護学演習 ●地域看護学演習 ●精神看護学演習 ●感染看護学演習 ●産業保健看護学演習 ●排泄看護学演習 ●国際看護学演習 ●母性看護学演習 ●小児看護学演習	GSN501B GSN503B GSN505B GSN509B GSN511B GSN513B GSN515B GSN517B GSN519B GSN521B	
水							◎看護管理学特論	GNC507A			◎看護管理学特論	GNC507B	●高齢者看護学演習	GSN507B	
木	●地域看護学演習	GSN505A	●地域看護学演習	GSN505A	●地域看護学演習	GSN505A			◎看護実践方法論	GNC505A	◎看護実践方法論	GNC505B	●高齢者看護学演習	GSN507B	
金															

備考 ・部門欄の◎印は専攻共通科目、●印は専門科目を示す。
 ・後期の演習は昼間開講3コマ又は夜間開講3コマのいずれかを履修すること。
 ・開講日は都合により変更となることがある。詳細は授業担当教員に確認すること。

大学院共通科目 授業日程表

平成31年度 医工農学総合教育部修士課程看護学専攻
『科学者倫理』及び『サイエンスコミュニケーション』

日付	曜日	授業時間	授業科目名	担当教員	授業場所
5月30日	木	18:10~19:40	科学者倫理①	宮澤 恵二 教授	講義棟1階 1103講義室
		19:50~21:20	科学者倫理②	中尾 篤人 教授	
7月5日	金	19:50~21:20	科学者倫理⑧	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
10月8日	火	18:10~19:40	サイエンスコミュニケーション①	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
		19:50~21:20	サイエンスコミュニケーション②		
10月15日	火	18:10~19:40	サイエンスコミュニケーション③	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
		19:50~21:20	サイエンスコミュニケーション④		
10月24日	木	18:10~19:40	サイエンスコミュニケーション⑤	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
		19:50~21:20	サイエンスコミュニケーション⑥		
11月5日	火	18:10~19:40	サイエンスコミュニケーション⑦	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
		19:50~21:20	サイエンスコミュニケーション⑧		

「科学者倫理」は、修士課程 大学院共通科目の必修科目です。

「サイエンスコミュニケーション」は、大学院共通科目の選択必修科目です。

※キャリアマネジメントは、甲府キャンパスで開講します。

時間割表については、山梨大学ホームページ→在学生の方→修学案内→学生便覧・時間割表、電子シラバスで確認をお願いします。

博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻履修の手引き

1. 博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻の修了要件は次のとおりである。

- ① 3年以上在学すること。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- ② ヒューマンヘルスケア学専攻授業科目から16単位以上を修得すること。
- ③ 必要な研究指導を受けること。
- ④ 研究の進捗状況の確認を主指導教員から受けること。
- ⑤ 学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

2. 履修方法

(1) 必要単位数及び履修方法について

- ① ヒューマンヘルスケア学専攻授業科目は、「授業科目一覧」(P15)のとおりであるが、この中から修了に必要な16単位以上を修得すること。
- ② 16単位のうち、大学院共通科目2単位、医学・看護学共通科目2単位、特別演習2単位、特別研究4単位の計10単位が必修単位であり、専門科目から、研究テーマに関連した講義を2単位修得すること。
- ③ 研究テーマに関連した講義以外の科目は選択科目であり、専門科目及び関連科目から4単位以上を修得すること。

【ヒューマンヘルスケア学専攻】

科目区分	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
大学院共通科目	必修	講義	2単位
医学・看護学共通科目	必修	講義	2単位
専門科目	選択必修	講義	2単位
	必修	特別演習	2単位
	必修	特別研究	4単位
専門科目及び関連科目	選択	講義	4単位
合計			16単位以上

(注) 選択必修は研究テーマに関連するものとする。

(2) 履修申告について

- ① 履修科目が決定したら「履修科目申告書」に記入し、学務課大学院担当へ提出す

ること。

平成31年度の履修科目申告書提出期限は、4月9日（火）12：00までとする。

②申告後に履修科目を取消す場合は、履修科目取消期間中に各授業担当教員の承認を得た上で、速やかに『履修科目取消申告票』を学務課大学院担当へ提出すること。

③申告しない科目については基本的には履修できないので注意すること。

④修了年次までには、特別研究を履修すること。

⑤履修申告に関する留意事項

- ・社会人が仕事をしながら履修できるよう、昼間の開講科目を夜間にも行う。同じ科目については昼夜のどちらの時間を選択してもよいが、昼夜のどちらか一方のみ開講になる場合がある。
- ・授業時間割と実際の開講科目が変更になる場合があるので、履修申告にあたっては担当教員に事前に確認しておくこと。

⑥履修科目申告書提出先：

学務課教務グループ大学院担当（医学部キャンパス）

電話 055-273-9627（直通）、FAX 055-273-6742

3. 学位論文の研究の進捗状況の確認

①ヒューマンヘルスケア学専攻の学生は、規定に基づき学位論文の研究の進捗状況の確認を受けなければならない。研究の進捗状況の確認の対象者は、博士課程に1年以上在学し、規定の授業科目を12単位以上修得した者及び修得見込みの者とする。

②研究の進捗状況の確認を受けようとする者は、主指導教員に研究の進捗状況の確認申請書（別紙様式第1号）及び学位論文研究計画の概要（別紙様式第2号）を提出する。

③研究の進捗状況の確認は、学位論文審査の6ヶ月前までに受けなければならない。

※申請書等は、CNSに掲示するので各自確認すること。

その他の連絡事項

1. 各種届出について

(1) 本人の現住所、電話番号、携帯電話番号、携帯メールアドレス等の変更

CNSの「連絡先情報変更/Change Contact Information」、または各キャンパス窓口で変更してください。

(2) 上記(1)以外の本人の氏名等、保護者・保証人の現住所等の変更

学務課の窓口で変更してください。

※氏名の変更の場合は、次の書類も必要です。

改姓の場合・・・運転免許証やパスポート等のコピー

改名を伴う場合・・・戸籍抄本（コピー不可）

2. 休・退学の願い出について

休学及び退学しようとする日の1ヶ月前までに申し出ること。休学及び退学は授業料を納入した後でなければ、手続がとれないので注意すること。

3. 学生への連絡方法

授業の休講、教室変更、奨学金・授業料免除等の連絡事項は、CNS(<https://cns.yamanashi.ac.jp>)（学外からも利用可能）に掲示するので、定期的を確認すること。また、各種配付物は看護学科教育研究棟1階の大学院生用メールボックスに送付する他、重要事項は直接連絡することがある。（メールボックスは定期的を確認すること。）

4. 各種証明書の発行について

学務課窓口前に設置されている証明書自動発行機（平日 AM8:30～PM7:00）にて次の証明書を発行している。

- ・在学証明書
- ・成績証明書
- ・修了見込証明書（最終学年在籍者のみ）
- ・学割証（1人年間10枚限度）

5. 学生証の携帯について

大学院生としての身分を証明する他、大学施設を利用する場合や証明書自動発行機の操作に必要となるので常に携帯すること。紛失した場合は直ちに学務課へ申し出ること。また再発行（有料）には3日～1週間程度の期間を要する。

6. 駐車場利用申請（医学部キャンパス）

大学構内への自動車の乗り入れは許可制（有料）になっている。自動車にて通学を希望する場合は、駐車券・パスカード受付窓口（病院1階食堂付近）にて手続し、パスカードを購入すること。また、病院駐車場には絶対に駐車しないこと。

7. その他

図書館及び保健管理センター等は学生生活案内を参照すること。その他不明な点は、学務課にて確認すること。

平成31年度 大学院博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻行事予定

期	月	日	曜日	行 事 等	対 象 学 年		
					1年次	2年次	3年次以降
前	31年 4	1	月	学年始・前期開始	◎	◎	◎
				健康診断 下記参照	◎	◎	◎
		5	金	入学式(午前)	◎		
		5	金	オリエンテーション(午後)	◎		
		9	火	履修申告書提出期限	◎	◎	◎
		11	木	前期授業開始	◎	◎	◎
	6	7	金	9月修了者学位論文提出期限			◎
	8月中旬まで			9月修了者学位論文発表会・最終試験			◎
期	9	13	金	後期履修科目変更締切	◎	◎	◎
		26	木	秋季修了式・学位記授与式			◎
		30	月	前期修了	◎	◎	◎
後	10	1	火	開学記念日・後期開始	◎	◎	◎
		2	水	後期授業開始	◎	◎	◎
	12	13	金	3月修了者学位論文提出期限			◎
		2月中旬まで			3月修了者学位論文発表会・最終試験		
	期	32年 3	19	木	修了式・学位記授与式		
31			火	学年終・後期終了	◎	◎	◎

※ 日程は変更となる場合があります。

● 健康診断日程(下記期間内の都合の良い時間に受けてください。)

○4月3日(水)

男子: 13:00~14:30(14:15受付終了)

女子: 9:15~10:30(10:15受付終了)

14:45~15:30(15:15受付終了)

○4月5日(金)

男子: 13:00~14:00(13:45受付終了)

女子: 10:45~11:30(11:15受付終了)

14:15~15:15(15:00受付終了)

○4月4日(木)

男子: 9:00~10:30(10:15受付終了)

女子: 10:45~11:30(11:15受付終了)

13:15~15:30(15:15受付終了)

※受診できない方で、勤務先等で健康診断を実施している方は、健康診断結果(コピー可)を保健管理センターに提出してください。

平成31年度 3年博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻 授業時間割 (1年次生)

【前期】

曜日	1時限 (9:00~10:30)			2時限 (10:40~12:10)			3時限 (13:10~14:40)			4時限 (14:50~16:20)			5時限 (16:30~18:00)			6時限 (18:10~19:40)			7時限 (19:50~21:20)		
	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード
月											● 臨床看護学特論 坂本 ● 精神保健看護学特論 水野	PDN703 A PDN711 A								● 臨床看護学特論 坂本 ● 精神保健看護学特論 水野	PDN703 B PDN711 B
火				● 母性看護学特論 小林 ● 小児看護学特論 阿久澤 ● 高齢者看護学特論 谷口	PDN704 A PDN705 A PDN707 A					● 国際保健・看護学特論 宮本	PDN708 A	● 保健看護疫学特論 宮村	PDN701 A	● 高齢者看護学特論 谷口 ● 保健看護疫学特論 宮村	PDN707 B PDN701 B	● 母性看護学特論 小林 ● 小児看護学特論 阿久澤 ● 国際保健・看護学特論 宮本	PDN704 B PDN705 B PDN708 B				
水						● 健康人間学特論 田辺、相原	PDN709 A									● 生活健康学特論【後半】 科目コード:PDN710 B 宮村					
木				● 基礎看護学特論 浅川	PDN702 A	● 生活健康学特論 宮村	PDN710 A							● 基礎看護学特論 浅川 ● 健康人間学特論 田辺、相原	PDN702 B PDN709 B						
金																					

【後期】

曜日	1時限 (9:00~10:30)			2時限 (10:40~12:10)			3時限 (13:10~14:40)			4時限 (14:50~16:20)			5時限 (16:30~18:00)			6時限 (18:10~19:40)			7時限 (19:50~21:20)		
	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード
月																					
火													● バリキアフリーデザイン学特論 齊藤、吉田	PDN712 A	● バリキアフリーデザイン学特論 齊藤、吉田	PDN712 B					
水				● ユニバーサルデザイン学特論 菅沼、井坂	PDN713 A										● ユニバーサルデザイン学特論 菅沼、井坂	PDN713 B					
木																					
金																					

備考：部門欄の●印は選択科目を示す。

平成 31年度 3年博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻 授業時間割 (2年次生)

【前期】

曜日	1時限 (9:00～10:30)			2時限 (10:40～12:10)			3時限 (13:10～14:40)			4時限 (14:50～16:20)			5時限 (16:30～18:00)			6時限 (1810～19:40)			7時限 (19:50～21:20)			
	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	
月														● 特別演習 水野	PDN801							
火														● 特別演習 小林	PDN801	● 特別演習 小林	PDN801					
水							● 特別演習 田辺、相原	PDN801						● 特別演習 (演習担当全教員)	PDN801					● 特別演習 (演習担当全教員)	PDN801	
木																						
金																						

【後期】

曜日	1時限 (9:00～10:30)			2時限 (10:40～12:10)			3時限 (13:10～14:40)			4時限 (14:50～16:20)			5時限 (16:30～18:00)			6時限 (1810～19:40)			7時限 (19:50～21:20)			
	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	
月														● 特別演習 水野	PDN801							
火														● 特別演習 小林	PDN801	● 特別演習 小林	PDN801					
水							● 特別演習 田辺、相原	PDN801						● 特別演習 (演習担当全教員)	PDN801					● 特別演習 (演習担当全教員)	PDN801	
木																						
金																						

備考：部門欄の●印は選択科目を示す。

大学院共通科目 授業日程表

平成31年度 医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻
『医療データ解析・臨床疫学特論 I』及び『生命倫理学特論』

日付	曜日	授業時間	授業科目名	担当教員	授業場所
4月15日	月	18:10～19:40	医療データ解析・臨床疫学特論 I ①	横道 洋司 准教授	講義棟 1階1104
		19:50～21:20	医療データ解析・臨床疫学特論 I ②	山縣然太郎 教授	
4月16日	火	18:10～19:40	生命倫理学特論①	山縣然太郎 教授	講義棟 1階1104
		19:50～21:20	生命倫理学特論②	山縣然太郎 教授	
4月22日	月	18:10～19:40	医療データ解析・臨床疫学特論 I ③	山縣然太郎 教授	講義棟 1階1104
		19:50～21:20	医療データ解析・臨床疫学特論 I ④	山縣然太郎 教授	
5月7日	火	18:10～19:40	医療データ解析・臨床疫学特論 I ⑤	横道 洋司 准教授	講義棟 1階1104
		19:50～21:20	医療データ解析・臨床疫学特論 I ⑥	横道 洋司 准教授	
5月9日	木	18:10～19:40	生命倫理学特論③	石黒 浩毅 講師	講義棟 1階1104
		19:50～21:20	生命倫理学特論④	石黒 浩毅 講師	
5月14日	火	18:10～19:40	医療データ解析・臨床疫学特論 I ⑦	横道 洋司 准教授	講義棟 1階1104
		19:50～21:20	医療データ解析・臨床疫学特論 I ⑧	山縣然太郎 教授	
5月16日	木	19:50～21:20	生命倫理学特論⑤	山縣然太郎 教授	講義棟 1階1104
5月28日	火	18:10～19:40	生命倫理学特論⑥	鈴木 健文 教授	講義棟 1階1104
		19:50～21:20	生命倫理学特論⑦	鈴木 健文 教授	
6月11日	火	19:50～21:20	生命倫理学特論⑧	鈴木 健文 教授	講義棟 1階1104

「医療データ解析・臨床疫学特論 I」及び「生命倫理学特論」は、博士課程医学専攻、ヒューマンヘルスケア学専攻の必修科目です。

講義棟1階1104講義室(医学部キャンパス)で開講します。

授 業 科 目 一 覧

(平成31年4月1日現在)

	科目番号	授 業 科 目 名	履修 年次	単位数		担当教員名
				必修	選択	
目 共 大 通 科 学 院	PSC701	科学者倫理学	1	1		黒澤 尋教授他
	PSC702	医工農総合特論	1	1		黒澤 尋教授他
共 医 通 学 科 目 ・ 看 護 学	PMN701	医療データ解析・臨床疫学特論 I	1	1		山縣然太郎教授 横道洋司准教授
	PMN703	生命倫理学特論	1	1		山縣然太郎教授 鈴木健文教授 石黒浩毅講師
専 門 科 目	PDN701	保健看護学特論	1		1	宮村季浩教授
	PDN702	基礎看護学特論	1・2		※2	浅川和美教授
	PDN703	臨床看護学特論	1・2		※2	坂本文子准教授
	PDN704	母性看護学特論	1・2		※2	小林康江教授
	PDN705	小児看護学特論	1・2		※2	阿久澤智恵子准教授
	PDN707	高齢者看護学特論	1・2		※2	谷口珠実教授
	PDN708	国際保健・看護学特論	1・2		※2	宮本和子教授
	PDN709	健康人間学特論	1・2		※2	田辺文憲教授 相原正男教授
	PDN710	生活健康学特論	1・2		※2	宮村季浩教授
	PDN711	精神保健看護学特論	1・2		※2	水野恵理子教授
	PDN712	バリエーションデザイン学特論	1・2		2	齊藤成彦教授 吉田純司准教授
	PDN713	ユニバーサルデザイン学特論	1・2		2	菅沼研一教授 井坂健一郎教授
	PDN801	ヒューマンヘルスケア学 特別演習	2・3		2	浅川和美教授 (基礎看護学) 水野恵理子教授 (精神保健看護学) 田辺文憲教授 (感染防御学) 宮村季浩教授 (保健学) 小林康江教授 (母性看護学) 相原正男教授 (認知神経科学) 谷口珠実教授 (高齢者看護学)
PDN802	ヒューマンヘルスケア学 特別研究	2・3		4	浅川和美教授 (基礎看護学) 水野恵理子教授 (精神保健看護学) 田辺文憲教授 (感染防御学) 宮村季浩教授 (保健学) 小林康江教授 (母性看護学) 相原正男教授 (認知神経科学) 谷口珠実教授 (高齢者看護学)	
関 連 科 目	PIB704	応用生体防御学特論			2	神沼 修非常勤講師
	PIB705	臨床生殖医学特論			2	笠井 剛准教授
	PTM701	国際環境技術特論			2	風間ふたば教授 西田 継教授 石平 博准教授
	PIA702	食品加工・栄養学特論			2	谷本守正教授 望月和樹教授

- (注) 1 科学者倫理学、医工農総合特論、医療データ解析・臨床疫学特論 I、生命倫理学特論、ヒューマンヘルスケア学特別演習、ヒューマンヘルスケア学特別研究が必修科目である。
 2 ※印は選択必修科目で研究テーマに関連する特論2単位を修得しなければならない。
 3 特別演習・特別研究は、指導教員が担当する。

授業科目及び担当教員

平成31年4月1日現在

授業科目名	授業科目の概要
科学者倫理学	<p>(黒澤 尋教授他)</p> <p>科学の健全な発展に貢献するためには、科学研究のあるべき姿や誠実な科学者として身につけておくべき心得を認識することが大切である。また現代社会では国際的に通用する高い倫理性とリスクに対する適切な対応が求められている。本講義では、責任ある高度専門職業人ならびに科学者として求められる研究倫理を涵養するために技術者・研究者倫理等について講義する。過去に科学者倫理を問われた国内外の事例を紹介するとともに、科学研究を進める上で重要な研究データの適切な取扱い方、科学論文作成上の注意点等の研究不正防止に関わる具体的事項や社会に対する成果発信方法について説明し、これらを通じ研究規範意識を徹底する。本科目は、全学的な体制（理事、副学長、学域長が授業を担当）により実施する。</p>
医工農総合特論	<p>(黒澤 尋教授他)</p> <p>大学院医工農学総合教育部においては、「高い倫理観と学際的な知識と国際的視野を持ちながら、深い学識と高度な研究能力を備えた研究者もしくは高度専門職業人の養成」を人材育成目標に掲げている。本講義では、医工農の学際的な知識を身につけるとともに、研究者や高度専門職業人にとって必要な知的財産管理に関する事項を学ぶ。人類にとって普遍的な価値を持つ「食と健康」「生命と環境」「医療と技術」に関する講義を通して、医学、工学、農学の各分野における最先端の研究動向や関連産業の状況を理解する。また、企業における事業戦略や研究開発戦略を意識して、研究・開発した成果を知的財産として適切に管理するための素養を身につける。これにより、多様化する社会の課題に柔軟に対応できる力（社会人力）を涵養する。</p>
医療データ解析・臨床疫学特論 I	<p>(山縣然太郎教授 横道洋司准教授)</p> <p>疫学は人を対象とした医学研究の研究手法であるが、多くの研究領域における人を対象とする研究手法として有用である。本講義では健康対策の科学的根拠創生のための疫学研究について、研究デザイン、データ収集、統計解析、結果の解釈に関する知識と技術を身に付けることを目的とする。仮説検証型の研究デザイン・統計解析と共に、最先端のビッグデータ解析、縦断データ解析を演習を交えて学習する。また、医学研究における倫理的、法的、社会的側面についてディベート等で見識を広め、社会から信頼される研究を実施する力を涵養する。</p>
生命倫理学特論	<p>(山縣然太郎教授 鈴木健文教授 石黒浩毅講師)</p> <p>人の命に関する倫理的諸課題を主に医の倫理の側面から学ぶ。1970年代の米国のバイオエシックスの概念はもとより、緩和ケア、安楽死、脳死、遺伝子医療、再生医療など生命倫理学の歴史から現在課題までをテーマにして、基本知識を得た上で、ミニディベートなどにより意見を交わすことにより、多様な意見を理解し、自らの考えを深めることを目指す。加えて、医学研究に関する倫理についても歴史的背景を理解し、国内外の研究倫理指針について学び、実践できる技術を涵養する。</p>
保健看護疫学特論	<p>(宮村季浩教授)</p> <p>看護教育の一環として学部学生に対し授業が行われている疫学では、感染症に対する宿主・病因・環境モデルから、慢性疾患に対する危険因子モデルまでが国家試験対策として中心に扱われており、現代のミクロレベルでの分子疫学・ゲノム疫学、マクロレベルでの社会疫学という領域への広がりについて触れられることは少ない。また疫学がこのような対極的な領域へと発展した結果、患者一人一人を生活者として捉えることが難しくなっていることが指摘されており、患者ニーズを第一に考える看護学と疫学が共有する理論を新たに創造し高める機会が突破口になると考えられている。本講義では、疫学的なパラダイムの変化をふまえて、近年提唱されているケアニーズを中心とした看護疫学の概念を理解し、人の健康を生活の視点からどのように捉えていくのか、これからのヘルスケアのあり方について探究していく。</p>

基礎看護学特論	(浅川和美教授) 看護実践の根拠とその効果を検証するための評価指標と研究の進め方について学び、臨床実践力を高めるための看護基礎教育のあり方について考究する。また、さまざまなヘルスレベルにある対象に対して行われる看護に関しての科学的知見を得る。
臨床看護学特論	(坂本文子准教授) 成人患者の特徴を、身体的・精神的・社会的側面から日常生活と関連づけて包括的に捉える。臨床における成人患者の多くが自立し、やがて豊かな生活に復帰できるまでの、生活活動促進に向けた看護介入方法、社会的資源の活用、サポートシステムについて科学的に論述する。
精神保健看護学特論	(水野恵理子教授) 精神疾患患者と家族の歴史の変遷と社会的背景について十分理解した上で、彼らの生き方を支えるための援助を探究する。また、多様な場における精神的問題をもつ人々への援助、健康な人々の精神的健康の維持・増進に寄与する看護実践について考える。
母性看護学特論	(小林康江教授) 社会の変化、とりわけ生活環境が変化している中で、女性の健康、ライフスタイルの獲得、妊娠から産後までの女性やとりまく人々などに関心を持ちながら、社会や家族単位における女性や子ども、その家族の理解と援助に焦点をあてる。また、産科医療や地域母子保健と関連させた、女性の健康と産むこと・育てることへの看護の役割機能や医療基盤についても考える。
小児看護学特論	(阿久澤智恵子准教授) 少子化に伴い、小児科における疾病構造の変化および育児力の低下に伴う育児支援が課題となっている。病いのある子どもおよび家族を子どもの発達過程を踏まえつつ長期的かつ地域社会的に支援する方法を探究する。また、小児看護実践に関する最近の課題を明らかにし、小児医療における看護の役割と連携について方法論を探求する。
高齢者看護学特論	(谷口珠実教授) ヒューマンヘルスケアの視点から、多様な障害をもつ高齢者の生活の質を向上させる諸問題と課題の分析、生活の自立のための援助方法を探究する。福祉・教育などの諸学の研究成果を活用し、高齢者とその家族の健康を維持・促進させるための看護介入、高齢者に対するヘルスケアの専門職としての役割・機能、およびその看護実践・看護介入評価などの研究方法について論述する。
国際保健・看護学特論	(宮本和子教授) 主として発展途上国の健康課題を対象とし、その解決のために看護が果たす役割と課題を検証する。世界情勢は複雑であり、人々の暮らしと健康を守るためには、保健医療のみでなく様々な分野からの取り組みが必要である。その中で看護はどのように貢献できるのかを様々な角度から考察していく。
健康人間学特論	(田辺文憲教授 相原正男教授) 人間を身体・心理面から包括的に捉えて、医療・看護・保健・福祉活動を展開する基盤となる科学について論ずる。特に、人間を成長発達面・免疫防御面で捉え、健康維持・増進の過程を医学・心理学の両面から科学的に論述する。 このようなオーキソロジカルな視点から成長・成熟の機構を考える。
生活健康学特論	(宮村季浩教授) 少子・高齢化に伴うあらゆるライフステージの人々の抱える健康問題に着目し、人々が各ライフステージに応じた自己管理行動がとれるような保健教育活動の開発・展開について論述する。
バリアフリーデザイン学特論	(齊藤成彦教授 吉田純司准教授) 主に高齢者や身体障害者にとってやさしい歩道や公共・社会福祉施設など、バリアフリーを重視した環境・施設的设计・施工・維持・管理に対する研究的取り組みについて詳述する。
ユニバーサルデザイン学特論	(菅沼研一教授 井坂健一郎教授) 人間の健康にとって、環境特に視覚面から与える影響は大きい。人間の健康生活と色彩・自然・造形などが心理面・健康面へ与える影響・効果について論述する。

<p>ヒューマンヘルスケア学特別演習</p>	<p>(基礎看護学：浅川和美教授) (精神保健看護学：水野恵理子教授) (感染防御学：田辺文憲教授) (保健学：宮村季浩教授) (母性看護学：小林康江教授) (認知神経科学：相原正男教授) (高齢者看護学：谷口珠実教授)</p> <p>ヒューマンヘルスケア学は、豊かな社会にあるあらゆるライフステージの人々が、健康で、自律し、自己実現するために、新しい理論の構築とそれに基づく看護実践方法を開発する。その方策として、倫理的な判断に基づいて、看護の観点から現状を批判する。本演習は、あらゆるライフステージにある人間をホリスティックに捉え、看護を基盤とし、医療・保健・福祉・教育の諸学の成果を活用して、ヒューマンヘルスケアとしての看護実践のあり方、看護職の育成、看護政策、他職種と連携・協働の課題を明らかにする。そのために、医学・工学・教育人間科学領域と連携して、諸学の研究方法を批判的に吟味し、ヒューマンヘルスケアとしての看護の特徴に対応した研究方法を検討するための演習を行う。</p>
<p>ヒューマンヘルスケア学特別研究</p>	<p>(基礎看護学：浅川和美教授) (精神保健看護学：水野恵理子教授) (感染防御学：田辺文憲教授) (保健学：宮村季浩教授) (母性看護学：小林康江教授) (認知神経科学：相原正男教授) (高齢者看護学：谷口珠実教授)</p> <p>あらゆるライフステージにある人々が、健康で、自律し、自己実現に向かうための、ヒューマンヘルスケアとしての看護実践理論を導くための研究を行う。そのために、人間の特徴をホリスティックに捉え、看護・医療・保健・福祉・教育の諸学を基盤とし融合しつつ、個の尊重と倫理的判断に基づいた、ヒューマンヘルスケアにふさわしい研究方法を開発する。人間の健康維持・増進、また生活支援に関する諸問題について多角的に分析し、看護学のみならず、医学・工学・教育人間科学領域と連携して、ヒューマンヘルスケアの視点から問題を見出す。ヒューマンヘルスケアとしての看護学の研究課題を探究し、独創的で実践的な成果を生み出すための研究を行う。</p>

學位論文關係
(修士課程)

修士課程看護学専攻学位論文審査申請手続の要領

I. 中間発表会について

2年次生は学位論文の研究計画（課題、目的・動機、意義、方法、データ分析方法など）と進捗状況の確認のための中間発表会を行う。

II. 学位論文審査について

1. 提出時期

学位論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得て、提出すること。提出は、随時受け付ける。ただし、2019年度9月修了の場合は、2019年7月12日（金）午後5時まで、3月修了の場合は、2020年1月10日（金）午後5時までを期限とする。提出期限を過ぎた場合は、9月または3月の修了ができなくなるため注意すること。

2. 申請資格

申請資格は次のとおりである。

- 1) 大学院に2年以上在学、又は在学見込みの者。
- 2) 論文提出時までに、特別研究A（6単位）及び特別研究B（6単位）以外の看護学専攻授業科目で18単位以上を修得している者。
- 3) 必要な研究指導を受けた者。

3. 学位論文の提出

1) 提出先

論文等の提出先は学務課大学院担当(TEL055-273-9627(直通))とする。また、提出書類について、誤記等があればその場で訂正してもらうこともあるので、必ず本人が持参すること。

2) 提出書類

論文審査に必要な提出書類は次のとおり。

NO	提出書類	部数
1	学位論文審査願(別紙様式第1号)	1
2	学位論文	4
3	論文目録(別紙様式第2号)	4
4	論文内容要旨(別紙様式第3号)	4
5	学業成績証明書	1
6	指導教員の推薦書	1
7	参考論文がある場合には当該論文	4
8	学位論文が共著論文である場合は当該承諾書(別紙様式第4号)	1
9	学位論文が共著論文である場合は自己担当部分についての報告書	4

※別紙様式等の書式は、CD-Rおよび学生掲示板 CNS を通じて配布する。

3) 学位論文等の様式・体裁等

- ①学位論文は、原則として、単著とする。
- ②学位論文はA4版、縦長、横書きとし、パソコン等により用紙に印字し、目次を付け、頁数を記入すること。
- ③表紙には、論文題目(題目が日本語の場合は英訳を、英語の場合は和訳)を付記すること。
- ④論文内容要旨は、別紙様式第3号に1000字程度で記入すること。
- ⑤合格した学位論文は、所定の表紙を用いて製本後、2部学務課に提出すること。

学位申請時

A4用紙に表紙をつけ、
本文には頁数を入れること。
表紙の年度は、修了年度とすること。
(市販の表紙カバー等により綴じたものを
提出する事)

(元号)年度学位論文
題 名 (英訳又は和訳)
山梨大学 修士課程看護学専攻 氏 名

— 1 —

製本提出時

学位論文を製本し、
背表紙にも題名・氏名を入れ、
目次をつけること。

4. 申請資格の審査および学位論文審査委員会の設置

学位論文提出者の申請資格は、修士課程看護学専攻委員会において審査する。

申請資格審査の結果、合格と判定された者について、それぞれ学位論文審査委員会を設置する。学位論文審査委員会は主査1名及び副査2名以上で構成する。

主査は、当該学位論文に係る指導教員以外の教授であって、かつ、看護学専攻の教員資格審査により研究指導の資格を有すると認められた教員（以下「修士担当教員」という。）でなければならない。

副査2名は、看護学専攻の専任教員のうち教授又は准教授とする。

学位論文審査委員が決定した際は、学位論文提出者に通知する。

5. 学位論文審査および最終試験

学位論文審査は、学位論文審査委員会が行い、学位論文内容等について試問する。学位論文提出者は対応できるよう準備をしておくこと。

最終試験は、学位論文審査委員会により学位論文を中心とした関連分野について、口頭又は筆答により実施する。

6. 修了者の決定

上記論文審査・最終試験の結果を基に、修士課程看護学専攻委員会で審議し、議決する。合格者は修士課程修了者として、学位記が授与される。(学位授与日は、修了式の日。)

なお、合格者は、所定の表紙を用いて製本した学位論文2部を、修了式当日までに再度学務課大学院担当に提出すること。

7. 学位論文発表会

学位論文審査合格者は、論文審査委員会が主催する発表会において、学位論文を公開発表しなければならない。1名当たりの所要時間は、発表・質疑応答を含めて20分程度とする。

8. 修了式・学位記授与式

2019年9月26日(9月修了の場合)、2020年3月19日(3月修了の場合)に行う。日時・会場ほか詳細については通知、掲示等で知らせる。

9. 学位論文の公表

学位論文の公表は、本人はもとより、大学としての教育方法や研究手法の水準を広く世に知らしめるひとつの手段となる。特に義務化はしていないが、多くの皆さんが公表されるよう期待する。

10. その他

不明な点は、指導教員又は学務課大学院担当に照会すること。

(背表紙)	(表紙)	(目次)
題名 氏名	(元号)年度学位論文 題名 (英訳又は和訳) 山梨大学 修士課程看護学専攻 氏名	— 目次 — 〇〇〇〇……1 〇〇〇〇……7

學位論文關係
(博士課程)

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻 学位論文審査申請手続の要領

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻の学生は、研究の進捗状況の確認を実施後、学位論文を提出し学位論文審査（以下、本審査）を受けなければならない。

I. 研究の進捗状況の確認について

1. 研究の進捗状況の確認申請資格

- ・博士課程に1年以上在学している者
- ・12単位以上修得及び修得見込みの者

2. 研究の進捗状況の確認の申請

研究の進捗状況の確認は、本審査の6ヶ月前までに、受けなければならない。

研究の進捗状況の確認の対象者は、主指導教員に研究の進捗状況の確認申請書（別紙様式第1号）及び研究の計画概要（別紙様式第2号）を提出し、主指導教員による研究の進捗状況の確認を受けること。

なお、申請書等は、CNSにて掲示するので各自確認すること。

3. 申請時期

2年次以降、特に申請の時期は設けない。

II. 本審査

1. 学位審査の申請資格

研究の進捗状況の確認実施後、所定の提出日において、山梨大学大学院学則第39条に定める修了要件を修了予定日までに満たすことができる者でなければならない。

2. 申請資格の審査

- 1) 在学年数
- 2) 単位修得状況
- 3) その他

3. 学位論文の提出

- 1) 学位論文は、和文又は英文で作成し、原則として単著とする。ただし、次の各号の全てを満たす場合は、共著も可とする。
 - (1) 学位論文の提出者（以下「課程申請者」という）が筆頭の著者であること。
 - (2) 他の共著者から、当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の確約が得られていること。
 - (3) 他の共著者から、当該論文を学位論文として学位授与の申請に使用しない旨の確約が得られていること。
 - (4) 課程申請者が、その研究において自ら担当した部分をまとめた和文又は英文による報告書を作成して、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確にすること。
- 2) 共著論文における著者名がアルファベット順等特定の配列が規定された学術誌の場合にあっては、課程申請者が筆頭者であることを示す他の共著者の承諾を得なければならない。
- 3) 学位論文は、査読付き学術雑誌に掲載された論文別刷りとする。ただし、当該雑誌の掲載受理証明書を添付することにより、投稿論文の原稿をもって代えることができる。

4) 学位論文の審査を受ける者は、次の書類によって主指導教員の承認を得て、学務課に提出する。

- | | |
|---|----|
| (1) 申請資格審査願(別紙様式第4号) | 1部 |
| (2) 履歴書(別紙様式第5号) | 1部 |
| (3) 在学証明書 | 1部 |
| (4) 成績証明書 | 1部 |
| (5) 学位論文審査願(別紙様式第6号) | 1部 |
| (6) 学位論文 | 5部 |
| (7) 論文目録(別紙様式第7号) | 5部 |
| (8) 論文内容要旨(別紙様式第8号) | 5部 |
| ※論文内容要旨のデータをCD-R等に保存し提出すること | |
| (9) 主指導教員の推薦書 | 1部 |
| (10) 参考論文がある場合は当該論文 | 5部 |
| (11) 学位論文公表承諾書又は学位論文限定公表申請書(別紙様式第9号又は10号) | 1部 |
| (12) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書(別紙様式第11号) | 1部 |
| (13) 自己担当報告書(共著論文の場合) | 5部 |
| (14) 学位論文の要約(別紙様式第12号) | 1部 |

4) 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 3月修了の場合12月第2金曜日
- (2) 9月修了の場合6月第2金曜日

5) 学位論文作成上の注意事項

- ①学位論文はA4版、縦長、横書きとし、パソコン等により印字し、目次を付け、頁数を記入すること。
- ②図表等は、1図表ごとに別の用紙に記載し、図表の上部又は下部に説明をつけ、用紙の大きさは本文と一致させること。
- ③表紙には、論文題目(題目が日本語の場合は英訳を、英語の場合は和訳)を付記すること。
- ④合格した学位論文は、所定の表紙を用いた製本1部と電子媒体(PDF形式によりCD等に保管して)を学務課大学院担当に提出すること。

学位申請時

A4用紙に表紙をつけ、
本文には頁数を入れること。
(市販の表紙カバー等により綴じた
ものを提出する事)

(元号)年度学位論文
題 名 (英訳又は和訳)
山梨大学 博士課程ヒューマン ヘルスケア学専攻 氏 名

— 目 次 —
○○○○……1 ○○○○……7

— 1 —

製本提出時

学位論文を製本し、
背表紙に題名・
氏名を入れること。
また、電子媒体も
併せて提出すること。

題 名	(元号)年度学位論文 題 名 (英訳又は和訳) 山梨大学 博士課程ヒューマン ヘルスケア学専攻 氏 名	— 目 次 — 〇〇〇〇…… 1 〇〇〇〇…… 7	— 1 —
--------	---	-------------------------------------	-------

4. 論文審査委員会

教授会は、審査する学位論文ごとに、主査1名及び副査2名以上からなる論文審査委員会をヒューマンヘルスケア学専攻に設置する。

- 2 主査は、当該指導教員グループ構成員を除く、ヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員であって、かつ、教員資格審査により研究指導の資格を有すると認められた教員（以下「博士担当教員」という。）でなければならない。
- 3 副査2名は、ヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員とする。
- 4 審査のため必要があるときは、前2項に規定する委員以外に1名を限度として、医工農学総合教育部（以下「教育部」という。）の他専攻の専任教員又は他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

5. 論文発表会について

- 1) 学位論文の審査に先立ち、論文公聴会を公開にて行う。
- 2) 発表方法は、パソコンによるプレゼンテーションを用いて行う。
- 3) 発表の際は、発表者同士で質疑応答のマイクや照明の操作を行うこと。

6. 最終試験について

最終試験は、論文審査委員会により学位論文を中心とした関連分野について口頭又は筆答により行う。

7. 学位授与の判定について

論文審査・最終試験の結果を基に、博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻委員会で、学位授与の可否について審議し、学長に報告する。

8. 学位論文の公表について

学位論文は、本学学術リポジトリにより公開します。但し、やむを得ない事由がある場合は、学長の承認を経て学位論文の要約（内容を要約したもの）をインターネットにより公開します。

關係諸規程

○ 山梨大学大学院学則

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
	平成17年	12月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成20年	1月23日	
	平成20年	3月19日	
	平成21年	3月18日	
	平成21年	10月30日	
	平成24年	7月25日	
	平成26年	9月29日	
	平成26年	11月28日	
	平成26年	12月24日	
	平成27年	11月26日	
	平成28年	11月29日	
	平成30年	1月30日	
	平成31年	1月29日	

第1節 総則

(目的及び使命)

第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。

- 2 医工農学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。
- 3 医工農学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 4 教育学研究科教職大学院の課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、教育部)

第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。

教育学研究科

教職大学院の課程

教育実践創成専攻

医工農学総合教育部

博士課程

4年博士課程

医学専攻

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

工学専攻

統合応用生命科学専攻

修士課程

生命医科学専攻

看護学専攻

工学専攻

生命環境学専攻

- 2 前項の研究科、教育部及び各専攻ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第1

のとおりとする。

(研究部)

第3条 大学院に総合研究部を置く。

(定員等)

第4条 大学院の入学定員及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日（10月1日）

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第9条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

（教職大学院の課程の入学資格）

第9条の2 教職大学院の課程に入学することができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める普通免許状（二種以上）を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

（4年博士課程の入学資格）

第10条 4年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科を卒業した者
- (2) 大学の歯学部を卒業した者
- (3) 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年（医学、歯学、獣医学又は薬学に限る）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (11) 我が国において、外国の大学の16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (12) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (13) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学部医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

(3年博士課程の入学資格)

第11条 3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に授与される文部科学大臣の定める学位（以下この条において「専門職学位」という。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学出願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学宣誓書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第15条 大学院を退学した者、又は第36条第5号の規定により除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第16条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学院の研究科長、教育部長又は学長の許可証を提出しなければならない。

(転専攻等)

第17条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の学生で、他の専攻及びそれに設置されるコ

ースへ転専攻、転コースを志願する者については、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、許可することがある。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 標準修業年限及び在学年限 (標準修業年限)

第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。

2 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。

3 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。

4 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(長期履修学生)

第19条の2 大学院において、職業を有している等の事情による場合及び教職大学院の課程において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める普通免許状（一種）の取得を希望し認められた場合に、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。

2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等 (教育課程の編成方針等)

第20条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則（以下「教育学研究科規則」という。）の定めるところによる。

5 医工農学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）の定めるところによる。

(授業の方法)

第20条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以

外の場所で行うことができる。

(単位の計算基準)

第20条の3 1単位の授業科目に必要な学修の時間及び計算基準については、山梨大学学則第24条を準用する。

- 2 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するときは、その組合せに応じ、前項により準用する規程を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価の基準等)

第20条の4 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科又は教育部における授業科目の履修)

第22条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の研究科又は教育部において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科又は教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、教育部細則の定めるところによる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第23条 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(他の大学院等における研究指導)

第24条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、教育部細則の定めるところによる。

(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)

第25条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。)において履修した授業科目

について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

（単位修得の認定等）

第27条 各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告又はその他の審査により行う。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

（教育職員の免許状）

第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院において前項の所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

（教育方法等に関するその他の事項）

第29条 第20条から第28条に定めるもののほか、教育方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

（留学）

第30条 学生が他の大学院等で修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条及び第19条の期間に算入する。ただし、休学によって他の大学院等で学修したものは、第37条、第38条及び第39条に規定する課程の修了要件とはならない。

（休学）

第31条 学生が、病気その他特別の理由により2月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、所定の手続を経て学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第32条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあつては2年、4年博士課程にあつては4年、3年博士課程にあつては3年まで休学を許可することがある。

2 休学した期間は、第19条、第37条、第38条及び第39条の期間に算入しない。

（復学）

第33条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、復学することができる。

（転学）

第34条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

（退学）

第35条 学生が、退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を

受けなければならない。

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (2) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (3) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (4) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (6) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (7) 長期間にわたり行方不明の者

第7節 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育部細則で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第37条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上(実習10単位を含む。)を修得することとする。ただし、現職教員としての実務の経験を有する者のうち所定の基準を満たした者の修了要件は、当該課程に1年以上在学し、41単位以上(実習5単位を含む。)を修得することとする。

(博士論文研究基礎力審査による修了)

第37条の3 大学院設置基準第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、第37条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査(この条において「博士論文研究基礎力審査」という。)に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該過程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該課程において修得すべきものについての審査

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(4年博士課程の修了要件)

第38条 4年博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、教育部細則に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(3年博士課程の修了要件)

第39条 3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、教育部細則で定める授業科目について、ヒューマンヘルスケア学専攻においては16単位以上、他の専攻においては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第37条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の3年博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第39条の2 教職大学院の課程は、第37条の2に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校を確保するものとする。

(学位の授与等)

第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。

2 教職大学院の課程の修了を認定された者に対して、教職修士(専門職)の学位を授与する。

3 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。

4 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。

5 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位細則の定めるところによる。

第8節 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に価する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第42条 大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属研究科委員会又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第19条に規定する在学年限には算入する。

第9節 研究生等

(研究生)

第43条 大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院において特定の授業科目の履修を志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院に学生として入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10節 その他

(検定料、入学料及び授業料)

第48条 検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(改正)

第49条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 山梨大学大学院学則(平成7年4月1日制定)、山梨医科大学大学院規則(昭和61年4月1日制定)及び山梨大学大学院学則(平成14年10月1日制定)は、廃止する。

3 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定に基づき、山梨大学大学院及び山梨医科大学大学院を修了するために必要であった教育課程の履修を本大学院において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年9月9日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 前項の規程にかかわらず、物質・生命工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 物質生命・工学専攻及び自然機能開発専攻の平成20年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専攻	収容定員
物質・生命工学専攻	30人
自然機能開発専攻	52人

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
 2 前項の規定にかかわらず、自然機能開発専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
 2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の各専修及び教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 3 教育学研究科修士課程及び教職大学院の課程の平成22年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6 (1)
		障害児教育専攻	3
		教育支援科学専攻	6 (1)
		教科教育専攻	55 (5)
	計	70 (7)	
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14

- 4 転専攻等については、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前に在学する者は、コースを専修と読み替えるものとする。
 5 第4条に定める医学工学総合教育部博士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻名	収容定員		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学工学総合教育部	4年	先進医療科学専攻	80	76	72
		生体制御学専攻	46	44	42
		計	126	120	114
	3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	12	12	12
		人間環境医工学専攻	52	50	48
		機能材料システム工学専攻	36	33	30
		情報機能システム工学専攻	33	30	27
		環境社会創生工学専攻	36	33	30
	計	169	158	147	
	計	295	278	261	
合計			(7) 879 〔6〕	(6) 862 〔6〕	(6) 845 〔6〕

附 則

この学則は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第4条については、平成26年12月24日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部修士課程医学専攻、機械システム工学専攻、電気電子システム工学専攻、コンピュータ・メディア工学専攻、土木環境工学専攻、応用化学専攻、生命工学専攻、持続社会形成専攻、人間システム工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 医工農学総合教育部修士課程及び前項の規定により存続する医学工学総合教育部修士課程の平成28年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専 攻	収容定員
医学工学総合教育部	医科学専攻	20
	看護学専攻	16
	機械システム工学専攻	33
	電気電子システム工学専攻	27
	コンピュータ・メディア工学専攻	30
	土木環境工学専攻	27
	応用化学専攻	30
	生命工学専攻	22
	持続社会形成専攻	24
	人間システム工学専攻	18
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	10
	看護学専攻	14
	工学専攻	181
	生命環境学専攻	45
合 計		497

4 附則第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部博士課程先進医療科学専攻、生体制御学専攻、ヒューマンヘルスケア学専攻、人間環境医工学専攻、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻、環境社会創生工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 前項の規定により存続する医学工学総合教育部博士課程及び医工農学総合教育部博士課程の平成28年度から平成30年度までの収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専 攻	収 容 定 員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
医学工学総合教育部	先進医療科学専攻	51	34	17
	生体制御学専攻	30	20	10
	ヒューマンヘルスケア学専攻	8	4	0
	人間環境医工学専攻	32	16	0
	機能材料システム工学専攻	20	10	0
	情報機能システム工学専攻	18	9	0
	環境社会創生工学専攻	20	10	0
医工農学総合教育部	先進医療科学専攻	17	34	51

	生体制御学専攻	10	20	30
	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	8	12
	人間環境医工学専攻	16	32	48
	機能材料システム工学専攻	10	20	30
	情報機能システム工学専攻	9	18	27
	環境社会創生工学専攻	10	20	30
合 計		255	255	255

附 則

この規則は、平成28年11月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第4条に定める医工農学総合教育部博士課程の平成30年度から平成32年度までの収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	課 程	専 攻	収 容 定 員			
			平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
医工農学 総合教育部	博 士 課 程	4年	医学専攻	20	40	60
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	12	12	12
	工学専攻		23	46	69	
	統合応用生命科学専攻		10	20	30	

- 第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医工農学総合教育部博士課程先進医療科学専攻、生体制御学専攻、人間環境医工学専攻、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻、環境社会創生工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項の規定により存続する医工農学総合教育部博士課程の平成30年度から平成32年度までの収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	課 程	専 攻	収 容 定 員			
			平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
医工農学 総合教育部	博 士 課 程	4年	先進医療科学専攻	51	34	17
			生体制御学専攻	30	20	10
	3年	人間環境医工学専攻	32	16	—	
		機能材料システム工学専攻	20	10	—	
		情報機能システム工学専攻	18	9	—	
		環境社会創生工学専攻	20	10	—	

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 第4条に定める教育学研究科の教職大学院の課程の平成31年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	52

- 第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育学研究科修士課程教育支援科学専攻、教科教育専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項の規定により存続する教育学研究科修士課程の平成31年度の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)
		教科教育専攻	22 (2)
		計	28 (3)

() は外国人留学生で内数

別表第1(第2条第2項関係)

研究科、教育部	人材養成上の目的	教育目標
教育学研究科	地域や学校の教育課題に対応し、学校において指導的・中核的な役割を果たす教員の育成	地域や学校の教育課題への対応や、学校改善のためのマネジメント能力などとともに、教科横断と校種縦断という視点から、教科の目標・本質を踏まえた授業構想・展開などの総合的な実践力を高めることを目標とします。
医工農学総合教育部 博士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	研究者もしくは高度な専門技術者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力並びに高い倫理観を備えた優れた研究者もしくは高度な専門技術者の養成を目指します。
医工農学総合教育部 修士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	専門知識及び開発能力、問題発見・解決能力、国際的コミュニケーション能力を修得し、専門技術者・研究者として社会に貢献できる人材の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
教育実践創成専攻	<p>現職教員大学院生に対しては、若手教員の育成や、教科の目標・本質を踏まえた学習指導、学級マネジメントに関する指導的役割を果たし、新しい学校づくりのリーダーや管理職として学校を運営していく教員の育成</p> <p>学部卒大学院生に対しては、教科指導・学級経営に関する実践力を備え、将来的に新しい学校づくりの有力な担い手となる教員の育成</p>	<p>教育に関する高度な実践的専門性を有し、地域の学校の課題に即した学校改善・学級改善・授業改善の構想力・実践力、教育実践をリードする力の育成や、小学校、中・高等学校の各教科において質の高い教育内容研究・教材研究をもとにした授業の構想力・実践力、さらに教科横断・校種縦断に基づく高度な授業開発力の育成を目指します。</p>

専攻	人材養成上の目的	教育目標
医学専攻	臨床あるいは研究の場において、独自に課題を設定し、創薬・医療技術開発、公共健康政策の推進に寄与できる人材の養成	医学・医療の分野に関する優れた研究能力と高度な専門的知識を身に付け、臨床あるいは研究の場において、創薬・医療技術開発、医療関連事業、公共健康政策の推進に貢献できるような、問題意識の高い自立した人材の養成を目指します。
ヒューマンヘルスケア学専攻	人間を科学的に理解し、健康生活の維持、促進を支援できる人材の養成	人間を身体・心理・社会的側面から包括的に捉え、小児・青年・成人・高齢者の健康問題からの回復および健康生活の維持・促進を支援することを目的とするヒューマンヘルスケア学にふさわしい実践方法、研究方法、および教育活動の開発・構築に努め、看護学の発展に寄与する人材の養成を目指します。
工学専攻	共通の数理科目を含む体系的な専門教育カリキュラムにより、企業、公的研究機関及び高等教育機関における研究開発の中核を担う能力と実践力を有する人材を養成	医工農の分野を越えた研究指導體制と学際的教育を施すことにより工学とその周辺領域の俯瞰力と産業や研究開発マネジメント力を涵養する。また、部共通の科学者倫理科目に加え専攻共通のリスクマネジメント科目を履修させることにより現代の産業や工業技術が自然や身体に与える影響に関する洞察力と高い倫理性を身につけた人材の養成を目指します。
統合応用生命科学専攻	医工農の3分野を俯瞰する視野を持ち、各分野の知識と技術を「統合・応用」して技術革新をもたらすことのできる高度な人材の養成	生命科学を学術の共通基盤とする農学分野の「生命農学コース」、医学分野の「生命医科学コース」、工学分野の「生命工学コース」の3コースが「健康」を共通のキーワードとして連携して教育を行い、医工農の3分野を俯瞰する視野を持ち、各分野の知識と技術を「統合・応用」して技術革新を行い、人類にとって最も普遍的な価値をもつ「健康」に関する課題に対して複数の解決法を見だし、社会の発展及び人類の福祉に貢献する高度専門職業人及び研究者の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
生命医科学専攻	高度先端技術と学際的知識を備えた先進的な研究者、もしくは高度な専門技術者の養成	将来の生命科学研究を担う研究者の養成ばかりではなく、同時に生命科学、社会医学研究の成果を、医療機関の現場、保健医療行政および健康教育分野において実践できる高度の先端技術と学際的知識を持つ専門技術者の養成を目指します。
看護学専攻	質の高い看護サービスを提供できる看護専門職の養成	質の高い看護サービスを提供するために求められる科学的知識と技術を有する看護専門職の養成を目指します。
工学専攻	イノベーションの持続的創出を担いグローバルに活躍できる高度専門職業人の養成	工学系高度専門職業人に共通して求められる解析法および分析法を修得させるとともに、高度な専門知識および専門応用能力をもち、各種工業技術を適正かつ効率的に駆使し、産業分野で中核となって活躍できる人材を育成します。くわえて、関連する専門分野をより広く学ぶことにより俯瞰的なものの見方を身につけ、コミュニケーション能力や国際的視野も兼ね備え、社会や産業の急速な変化に対応できるとともに新たな産業分野においても活躍できる素養を身につけた工学系高度専門職業人の養成を目指します。
生命環境学専攻	人類の普遍的課題である「食と健康」及び「生命と環境」に関する多様で複雑な諸課題を、農学を基盤とした学際的取り組みによって解決へと導くことが出来る高度専門職業人の養成	農学を基盤とした文理融合教育により広範な知識を身につけると共に、「バイオサイエンスコース」、「食物・ワイン科学コース」、「地域環境マネジメントコース」の各コースの専門科目を学ぶことにより、「食と健康」及び「生命と環境」に関する深い専門性と高度な技術を備えた人材の養成を目指します。

別表第2 (第4条関係)

(単位:人)

研究科、 教育部	課 程	専 攻	入学定員	収容定員	
教育学 研究科	教職大学院 の課程	教育実践創成専攻	38	76	
医工農学 総合教育部	修士課程	生命医科学専攻	10	20	
		看護学専攻	14	28	
		工学専攻	181	362	
		生命環境学専攻	45	90	
		計	250	500	
	博士課程	4年	医学専攻	20	80
			計	20	80
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
			工学専攻	23	69
			統合応用生命科学専攻	10	30
			計	37	111
		計	57	191	
	合 計			345	767

(注) () は外国人留学生で内数

○ 山梨大学学位細則

制定 平成27年11月26日
 改正 平成30年 1月30日
 平成31年 2月19日

(趣旨)

第1条 この細則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第38条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第5項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学部	学士（教育）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（生命工学）
〃	学士（農学）
〃	学士（環境科学）
〃	学士（社会科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部修士課程

生命医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
工学専攻	修士（工学）
生命環境学専攻	修士（農学）
〃	修士（学術）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部博士課程

4年博士課程

医学専攻	博士（医学）
------	--------

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
---------------	---------

工学専攻	博士（工学）
------	--------

〃	博士（学術）
---	--------

統合応用生命科学専攻	博士（農学）
------------	--------

〃	博士（生命医科学）
---	-----------

〃	博士（生命工学）
---	----------

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。

4 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。

5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下

「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。

(学位論文の中間審査)

第4条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

(修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

(修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出)

第5条の2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究成果(以下「研究成果」という。)の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

(学位論文又は研究成果の提出)

第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

(学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 医工農学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医工農学総合教育部教授会に付託するものとする。

(審査委員)

第10条 医工農学総合教育部教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。

2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

(最終試験)

第11条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は

研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第5項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するかどうかについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第13条 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医工農学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第14条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医工農学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医工農学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第15条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって医工農学総合教育部教授会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第16条 医工農学総合教育部教授会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第17条 医工農学総合教育部長は、前条第1項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第18条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないとした者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。

2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文（博士）」又は「山梨大学審査学位論文（博士）要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

- 第22条 本学の修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第23条 本学において修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は教育学研究科委員会又は医工農学総合教育部教授会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

- 第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

- 第25条 この細則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部又は医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学学位規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医工農学総合教育部博士課程に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科修士課程に在学する者については、従前の例による。

別記様式：省略

山梨大学英文学位記交付要領

制定 平成18年11月21日

改正 平成30年 2月26日

(趣旨)

- 1 この要領は、山梨大学（以下「本学」という。）において修士又は博士の学位を授与された者に対して、英文による学位記の副本（以下「英文学位記」という。）を交付することについて定めるものである。

(英文学位記の交付)

- 2 本学において修士又は博士の学位を授与された者に対して交付するものとする。

(英文学位記の様式)

- 3 英文学位記の様式は、山梨大学学位細則第24条に定める。

(研究科等の英文名)

- 4 研究科・教育部、専攻及び学位の英文名は、別表のとおりとする。

(英文学位記の交付方法)

- 5 英文学位記は、学位記と同一日付で交付するものとする。

附 記

この要領は、平成18年11月21日から実施する。

附 記

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

別表（抜粋）

研究科・教育部（英文名）	専攻（英文名）	学位（英文名）
医工農学総合教育部 (Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences)	看護学専攻 (Nursing Science)	修士（看護学） (Master of Nursing Science)
	ヒューマンヘルスケア学専攻 (Nursing and Health Science)	博士（看護学） (Doctor of Philosophy (Nursing Science))

備考 学生募集を行っていない旧課程の医学工学総合教育部については、在籍者がいなくなった専攻は随時削除する。

○ 山梨大学大学院研究生細則

制定 平成28年 2月24日
 改正 平成30年 1月30日
 平成31年 2月19日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、山梨大学大学院（以下「大学院」という。）の研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 修士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第9条の規定に該当する者とする。

2 教職大学院の課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第9条及び同条2号の規定に該当する者、又は国費外国人留学生（教育研修留学）とする。

3 医工農学総合教育部4年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第10条の規定に該当する者とする。

4 医工農学総合教育部3年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第11条の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願しようとする者は、指導を受けようとする教員（以下「指導教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、教育学研究科又は医工農学総合教育部の長に願出するものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
 - (4) 最終学校の成績証明書
 - (5) 健康診断書
 - (6) 推薦書（学校、企業等に勤務している者にあつては、その所属長の承認書）
 - (7) その他大学院が必要と認める書類
- 2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 研究生の選考は、それぞれ次の委員会又は教授会が行う。

教育学研究科
 教育学研究科委員会
 医工農学総合教育部
 医工農学総合教育部教授会

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。

- 2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、指導教員の承諾を得て、教育学研究科又は医工農学総合教育部の長を経由し学長に願い出るものとする。

(退学)

第8条 研究生は、途中で退学しようとするときは、指導教員の承諾を得た後、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長の確認を経て学長の許可を受けなければならない。

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。
- 3 研究に要する経費は、研究生の負担とすることがある。

(証明書の交付)

第10条 教育学研究科又は医工農学総合教育部の長は、指導教員の認定により研究証明書を交付することができる。

(除籍)

第11条 学長は、指導教員が研究生として適当でないと認めた場合は、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長の確認を経て、これを除籍することができる。

(諸規則等の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、大学院学則その他学内諸規則の学生に関する規定は、研究生にこれを準用する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院研究生規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

5 山梨大学大学院特別研究学生交流細則

制定 平成28年 2月24日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第24条の規定に基づき、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学の大学院又は研究所等を含む。以下「他大学院等」という。）において、研究指導を受ける者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び大学院学則第45条の規定に基づき、他の大学の大学院の学生で、山梨大学（以下「本学」という。）の大学院において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学院等との協議)

第2条 大学院学則第24条及び第45条の規定に基づく本学大学院と他大学院等との協議は、次に掲げる事項について、教育学研究科委員会又は医工農学総合教育部教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長（以下「研究科長等」という。）が行うものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 学生数
- (3) 研究指導を行う期間
- (4) その他必要な事項

第2章 特別研究派遣学生

(出願手続)

第3条 特別研究派遣学生として他大学院等の研究指導を受けることを志願する者は、所定の願書を研究科長等に提出しなければならない。

(研究指導の承認)

第4条 前条の出願があったときは、研究科委員会等の議を経て、第2条に規定する協議に基づき、研究科長等が許可し、学長に報告するものとする。

(研究指導期間)

第5条 特別研究派遣学生の研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、医工農学総合教育部4年博士課程及び3年博士課程に在籍する学生で、教育研究上有益と認められたときは、研究科委員会等の議を経て、他大学院等と協議の上、研究指導を受ける期間の延長を許可することがある。

2 前項の研究指導を受ける期間は、通算して2年を超えることができない。

(修業年限及び在学年限の取扱い)

第6条 特別研究派遣学生としての研究指導を受ける期間は、大学院学則第18条に規定する標準修業年限及び大学院学則第19条に規定する在学年限に算入する。

(研究報告)

第7条 特別研究派遣学生は、他大学院等において研究指導が終了したときは、直ちに（外国の大学院等で研究指導を受けた者にあつては、帰国の日から1月以内）研究科長等に研究終了報告書を提出しなければならない。

(研究指導の承認の取消し)

第8条 研究科長等は、特別研究派遣学生が次の各号の一に該当するときは、研究科委員会

等の議を経て、他大学院等と協議の上、研究指導の承認を取り消すことがある。

- (1) 本学又は他大学院等の規則等に違反したとき。
- (2) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められたとき。

第3章 特別研究学生

(出願手続)

第9条 特別研究学生として本学大学院において研究指導を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を本学大学院が別に定める期間内に、所属する他大学院等の長を経て、研究科長等に提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生入学願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 所属する大学院の長の推薦書
- (4) 健康診断書

(入学の許可)

第10条 他大学院等から特別研究学生の受入れについて依頼があったときは、第2条に規定する協議に基づき、選考の上、研究科委員会等の意見を聴いて、学長が入学を許可するものとする。

(研究指導状況報告書の交付)

第11条 研究科長等は、所定の研究指導を終了した特別研究学生で研究指導状況報告書の交付を希望する場合は、研究指導状況報告書を交付する。

(検定料、入学科及び授業料)

第12条 特別研究学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 次の各号の一に該当する特別研究学生の授業料は、徴収しない。

- (1) 国立大学の大学院の学生である場合
- (2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文科科学省学術国際局長裁定）に基づき協定を締結した大学からの外国人留学生である場合
- (3) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月10日文科科学省学術国際局長裁定）に基づき協定を締結した公立大学又は私立大学の大学院の学生である場合

3 既納の授業料は返還しない。

(実験、実習等の費用)

第13条 実験、実習等に要する費用は、特別研究学生に負担させることがある。

(準用規定)

第14条 第5条及び第8条の規定は、特別研究学生について準用する。この場合において、第5条及び第8条中「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

2 この規則に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、山梨大学学則及び大学院学則の規程を準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院特別研究学生交流規則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

7 山梨大学大学院医工農学総合教育部GPA制度に関する要項

制定 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学大学院医工農学総合教育部（以下「教育部」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目1段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

2 GPA対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

- (1) 100点を満点として成績評価されるすべての授業科目
- (2) 山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条及び第23条の規定により履修した授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目
- (3) 大学院学則第26条の規定により、本教育部における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPAの対象から除く。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他の大学院等との単位互換等で修得した科目

(成績評価およびGP)

第3条 教育部で定める成績評価並びにGPは、次のとおりとする。

(1) S	(95～100)	GP=4.0
(2) S ⁻	(90～94)	GP=3.7
(3) A ⁺	(87～89)	GP=3.3
(4) A	(83～86)	GP=3.0
(5) A ⁻	(80～82)	GP=2.7
(6) B ⁺	(77～79)	GP=2.3
(7) B	(73～76)	GP=2.0
(8) B ⁻	(70～72)	GP=1.7
(9) C ⁺	(66～69)	GP=1.3
(10) C	(60～65)	GP=1.0
(11) F	(0～59及び未受験)	GP=0.0
(12) N	(無資格)	GP=0.0
(13) T	(認定)	GP=対象外
(14) I	(未入力、保留)	GP=対象外

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に履修した第2条第2項各号に定めるGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

- (1) 学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価

を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該授業科目のGP × 当該学期に履修登録した授業科目の単位数) の合計
／ 当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

- (2) 通算GPAは、入学時からの現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに、当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

通算GPA = (入学時からの当該授業科目のGP × 履修登録した授業科目の単位数) の合計
／ 入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 第3条第14号に規定する成績の保留又は追試験等のため期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして取扱う。
- 3 GPA計算期日は、原則として前期にあつては9月1日、後期にあつては3月10日とする。

(履修の取り消し)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。
- 3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。
- 4 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合を除き、履修を放棄した科目の成績は第3条第12号に規定する無資格として扱う。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第7条 不合格（F又はN GP=0）と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不合格の成績評価と新たな成績評価を併記して記録する。

(GPAの通知及び記載)

第8条 GPAの学生への通知は、学期GPA及び通算GPAを記載した修得単位通知書により行う。

- 2 学期GPA及び通算GPAは、成績証明書及び成績原簿に記載する。

(GPAデータの提供及び活用)

第9条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として行なう調査研究等においてGPAデータの提供を希望する場合は、別紙申請書により、大学教育センター長に申請するものとする。

- 2 大学教育センター長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPAに係る各種資料を提供するものとする。

第10条 削除

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院医学工学総合教育部GPA制度に関する要項（平成24年4月1日制定）は廃止する。

○ 山梨大学大学院医工農学総合教育部細則

制定	平成28年	1月27日
改正	平成29年	3月27日
	平成30年	1月30日
	平成31年	2月19日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条第2項、第29条及び第37条の3第2項の規定に基づき、山梨大学医工農学総合教育部の教育課程及び履修方法等に関し、必要な事項を定める。

第2章 修士課程

(履修基準)

第2条 修士課程の学生は、別表1に定める基準に従って所定の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第3条 修士課程で開講する各専攻の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

(単位の基準)

第4条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 研究及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(指導教員)

第5条 医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）は修士課程の学生に対して、修士の学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）を定める。

- 2 前項の研究指導は、主指導教員と副指導教員からなる教員の組織（以下「指導教員グループ」という。）を定めて行うことができる。
- 3 指導教員グループについては、別に定める。

(転専攻等)

第6条 大学院学則第17条第1項の規定により、修士課程の学生で、転専攻を志願する者は、医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

- 2 他の研究科に転専攻を志願する者は、教授会の承認を得た後、他の研究科に願い出るものとする。
- 3 転専攻の時期は、原則として学期の始めとし、転専攻願の提出は2ヶ月前までに行うものとする。

のとする。

- 4 転専攻の提出に際しては、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認を得なければならない。
- 5 転専攻した場合の在学期間は、教授会が定める。
- 6 大学院学則第25条の規定による転専攻前に修得した授業科目の単位の認定は、各専攻が行う。
- 7 転コースについては、別に定める。

(他の研究科及び他の大学院における授業科目の履修)

第7条 大学院学則第22条及び第23条の規定により、修得した単位は、合計10単位を限度として第2条に規定する単位として認めることができる。

(他の専攻及び学部における授業科目の履修)

- 第8条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、修得した単位は8単位を限度として第2条に規定する単位として認めることができる。
- 2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、学部の課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。
 - 3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合計10単位まで第2条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

- 第9条 大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。ただし、この期間は1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により受けた研究指導は、修士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき10単位を超えない範囲で第2条に規定する単位として認めることができる。

(転入学による既修得単位の認定)

第11条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

- 第12条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届け出るものとする。
- 2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。
 - 3 他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長及び他の研究科長の許可を受けなければならない。
 - 4 他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の規定により学長の許可を受けなければならない。
 - 5 学部の課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、当該学部長の許可を受けなければならない。
 - 6 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、所定の手続ができなかった者は、帰国後、当該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を、引き続き履修することができる。

(単位修得の認定)

第13条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。ただし、研究については、特に試験又は研究報告の審査以外の方法で、これに代えることができる。

(成績)

第14条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以上を合格とする。

2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。

- (1) S 95～100点
- (2) S⁻ 90～94点
- (3) A⁺ 87～89点
- (4) A 83～86点
- (5) A⁻ 80～82点
- (6) B⁺ 77～79点
- (7) B 73～76点
- (8) B⁻ 70～72点
- (9) C⁺ 66～69点
- (10) C 60～65点
- (11) F 0～59点及び未受験

(修士の学位論文又は研究成果)

第15条 修士課程の学生は、修士の学位論文又は研究成果を指導教員の承認を得て、教育部長に提出しなければならない。ただし、大学院学則第37条の3に規定する博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者については、この限りでない。

2 学位論文又は研究成果は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(博士論文研究基礎力審査)

第15条の2 前条第1項ただし書中の博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者は、指導教員の承認を得て、教育部長に願い出なければならない。

2 博士論文研究基礎力審査は、所定の単位数を修得した者でなければ願い出ることができない。

(最終試験)

第16条 修士課程の最終試験を受験することができる者は、修士の学位論文又は研究成果の審査を終了した者でなければならない。

(博士課程への進学)

第17条 本学の修士課程を修了し、引き続き本学の博士課程に進学しようとする者については、選考の上、進学を許可する。

2 前項の規定により博士課程に進学しようとする者は、博士課程において指導を受けようとする教員の承認を得た上、進学願書を教育部長に提出しなければならない。

3 教育部長は、進学願書を受け付けたときは、博士課程の各専攻に選考を付託するものとする。

4 博士課程の各専攻は、進学の選考が終了したときは、その結果を教育部長に報告するものとする。

5 教育部長は、前項の報告に基づいて進学者を決定し、所定の手続きを終えた者に対し進学を許可する。

(教育職員免許状取得)

第18条 教育職員免許法による免許状を取得しようとする者は、同法に定める単位を修得しなければならない。

2 修士課程において、教員の免許状の所要資格を取得できる専攻は次に掲げる専攻とし、取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

高等学校教諭専修免許状（工業）

工学専攻

3 第1項に定める単位は、別表3に掲げる授業科目のうちから修得するものとする。

第3章 博士課程

(履修基準)

第19条 博士課程の学生は、別表4に定める基準に従って、所定の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第20条 博士課程で開講する専攻別の授業科目及び単位数は、別表5のとおりとする。

(単位の基準)

第21条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) フィールド・リサーチ、実験及び研究については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(指導教員)

第22条 教授会は博士課程の学生に対して、博士の学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）を定める。

2 前項の研究指導は、指導教員グループを定めて行うことができる。

3 指導教員及び指導教員グループについては、別に定める。

(転専攻等)

第23条 大学院学則第17条第1項の規定により、博士課程の学生で、転専攻を志願する者は、教育部長に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

2 (削除)

3 転専攻の時期は、原則として学期の始めとし、転専攻願の提出は2ヶ月前までに行うものとする。

4 転専攻願の提出に際しては、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認を得なければならない。

5 3年博士課程の専攻から4年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第38条の規定によるものとする。

6 4年博士課程の専攻から3年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第39条の規定によるものとする。

7 3年博士課程の専攻から3年博士課程の異なる修了要件の専攻に転専攻した場合は、転

専攻後の専攻の修了要件によるものとする。

- 8 前3項の場合における在学期間は、教授会が定める。
- 9 大学院学則第25条の規定による転専攻前に修得した授業科目の単位の認定は、各専攻が行う。
- 10 転コースについては、別に定める。

(他の研究科及び他の大学院における授業科目の履修)

第24条 大学院学則第22条及び第23条の規定により、修得した単位は、合計10単位を限度として第19条に規定する単位として認めることができる。

(他の専攻及び修士課程の授業科目の履修)

第25条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、修得した単位は8単位を限度として第19条に規定する単位として認めることができる。

- 2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、修士課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、履修した単位は2単位まで第19条に規定する単位数に含ませることができる。
- 3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合計10単位まで第19条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第26条 教育部は大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院等において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、博士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき10単位を超えない範囲で第19条に規定する単位として認めることができる。

(転入学による既修得単位の認定)

第28条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

第29条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届け出るものとする。

- 2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。
- 3 他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長及び他の研究科長の許可を受けなければならない。
- 4 他の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の規定により学長の許可を受けなければならない。
- 5 修士課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長の許可を受けなければならない。
- 6 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、所定の手続ができなかった者は、帰国後、該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を、引き続き履修することができる。

(単位修得の認定)

第30条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。

(成績)

第31条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以上を合格とする。

2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。

- (1) S 95～100点
- (2) S⁻ 90～94点
- (3) A⁺ 87～89点
- (4) A 83～86点
- (5) A⁻ 80～82点
- (6) B⁺ 77～79点
- (7) B 73～76点
- (8) B⁻ 70～72点
- (9) C⁺ 66～69点
- (10) C 60～65点
- (11) F 0～59点及び未受験

(博士の学位論文)

第32条 博士課程の学生は、博士の学位論文を指導教員又は指導教員グループの承認を得て、教育部長に提出しなければならない。

2 学位論文は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(最終試験)

第33条 博士課程の最終試験を受験することができる者は、博士の学位論文の審査を終了した者でなければならない。

第4章 雑則

(その他の事項)

第34条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学大学院医学工学総合教育部規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日以前に山梨大学大学院医工農学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

別表1 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第2条関係) (抜粋)

大学院医工農学総合教育部修士課程履修基準表

【看護学専攻】

専攻名	科目区分	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
看護学専攻	大学院共通科目	必修	講義	1単位
		選択必修	講義	1単位
	専門科目	選択必修	講義	2単位
			演習	6単位
			特別研究	12単位
	専攻共通科目 または専門科目	選択	講義または演習	8単位以上
合計			30単位以上	

(注)

1. 大学院共通科目2単位以上、専門科目から講義2単位、演習6単位、特別研究12単位、専攻共通科目または専門科目の内、講義または演習から8単位以上、合計30単位以上を取得しなければならない。
2. 別表2に特別な指定がある場合は、これに従い上記の単位を履修すること。

別表2 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第3条関係) (抜粋)

修 士 課 程

大学院共通科目

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
G S C 5 0 1	科学者倫理	1	●
G S C 5 0 2	キャリアマネジメント	1	○
G S C 5 0 3	サイエンスコミュニケーション	1	○

(注)

1. 備考欄中の●印は必修科目を示す。
2. 備考欄中の○印は選択科目で、1単位以上を取得しなければならない。
(工学専攻グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラムを除く)

【看護学専攻】

科目区分	科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
専攻共通科目	GNC500	看護保健統計論	2	
	GNC501	看護環境論	2	
	GNC502	ヘルスアセスメント特論	2	
	GNC503	看護教育論	2	
	GNC504	看護倫理学特論	2	
	GNC505	看護実践方法論	2	
	GNC506	看護研究方法論	2	
	GNC507	看護管理学特論	2	
	GNC508	遺伝看護学特論	2	
	GNC509	在宅看護学特論	2	
	GNC510	認知症看護学特論	2	
	GNC511	高齢者地域ケアシステム論	2	
専門科目	GSN500	基礎看護学特論	2	○
	GSN501	基礎看護学演習	6	○
	GSN502	臨床看護学特論	2	○
	GSN503	臨床看護学演習	6	○
	GSN504	地域看護学特論	2	○
	GSN505	地域看護学演習	6	○
	GSN506	高齢者看護学特論	2	○
	GSN507	高齢者看護学演習	6	○
	GSN508	精神看護学特論	2	○
	GSN509	精神看護学演習	6	○
	GSN510	感染看護学特論	2	○
	GSN511	感染看護学演習	6	○
	GSN512	産業保健看護学特論	2	○
	GSN513	産業保健看護学演習	6	○
	GSN514	排泄看護学特論	2	○
	GSN515	排泄看護学演習	6	○
	GSN516	国際看護学特論	2	○
	GSN517	国際看護学演習	6	○
	GSN518	母性看護学特論	2	○
	GSN519	母性看護学演習	6	○
GSN520	小児看護学特論	2	○	
GSN521	小児看護学演習	6	○	

専 門 科 目	G S N 6 1 3	基礎看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 1 4	基礎看護学特別研究B	6	○
	G S N 6 1 5	臨床看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 1 6	臨床看護学特別研究B	6	○
	G S N 6 1 7	地域看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 1 8	地域看護学特別研究B	6	○
	G S N 6 1 9	高齢者看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 2 0	高齢者看護学特別研究B	6	○
	G S N 6 2 1	精神看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 2 2	精神看護学特別研究B	6	○
	G S N 6 2 3	感染看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 2 4	感染看護学特別研究B	6	○
	G S N 6 2 5	産業保健看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 2 6	産業保健看護学特別研究B	6	○
	G S N 6 2 7	排泄看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 2 8	排泄看護学特別研究B	6	○
	G S N 6 2 9	国際看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 3 0	国際看護学特別研究B	6	○
	G S N 6 3 1	母性看護学特別研究A	6	○
	G S N 6 3 2	母性看護学特別研究B	6	○
G S N 6 3 3	小児看護学特別研究A	6	○	
G S N 6 3 4	小児看護学特別研究B	6	○	

(注)

備考欄中の○印は選択必修科目で、研究テーマに関連する特論、演習、特別研究（または、実習および実践研究）の単位を修得しなければならない。

別表4 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第19条関係) (抜粋)

大学院医工農学総合教育部博士課程履修基準表

<3年博士課程>

【ヒューマンヘルスケア学専攻】

科目区分	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
大学院共通科目	必修	講義	2単位
医学・看護学共通科目	必修	講義	2単位
専門科目	選択必修	講義	2単位
	必修	特別演習	2単位
	必修	特別研究	4単位
専門科目及び関連科目	選択	講義	4単位
合 計			16単位以上

(注) 選択必修は研究テーマに関連するものとする。

別表5（山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第20条関係）（抜粋）

<3年博士課程>

【ヒューマンヘルスケア学専攻】

科目区分	科目番号	授業科目	単位数	備考
大学院 共通 科目	PSC701	科学者倫理学	1	●
	PSC702	医工農総合特論	1	●
医学・ 看護学 共通科目	PMN701	医療データ解析・臨床疫学特論 I	1	●
	PMN703	生命倫理学特論	1	●
専門 科目	PDN701	保健看護疫学特論	1	
	PDN702	基礎看護学特論	2	★
	PDN703	臨床看護学特論	2	★
	PDN704	母性看護学特論	2	★
	PDN705	小児看護学特論	2	★
	PDN706	遺伝看護学特論	2	★
	PDN707	高齢者看護学特論	2	★
	PDN708	国際保健・看護学特論	2	★
	PDN709	健康人間学特論	2	★
	PDN710	生活健康学特論	2	★
	PDN711	精神保健看護学特論	2	★
	PDN712	バリアフリーデザイン学特論	2	
	PDN713	ユニバーサルデザイン学特論	2	
	PDN801	ヒューマンヘルスケア学特別演習	2	●
PDN802	ヒューマンヘルスケア学特別研究	4	●	
関連 科目	PIB704	応用生体防御学特論	2	
	PIB705	臨床生殖医学特論	2	
	PTM701	国際環境技術特論	2	
	PIA702	食品加工・栄養学特論	2	

(注)

1. 備考欄中の●印は必修科目で、その単位を修得しなければならない。
2. 備考欄中の★印は、研究テーマに関連する特論を2単位修得しなければならない。

○ 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻履修規程

制 定 平成28年 4月 1日

改 正 平成29年12月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学大学院医工農学総合教育部細則に定めるもののほか、修士課程看護学専攻の履修に関して必要な事項を定める。

(単位の基準)

第2条 授業科目は、講義、演習、実習及び研究に区分して開講し、その単位の基準は次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間をもって1単位とする。
- (3) 実習については、30時間をもって1単位とする。
- (4) 研究については、30時間をもって1単位とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻学位論文審査 規程

制 定 平成28年 4月 1日
改 正 平成29年12月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）第25条及び山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）第34条の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻（以下「看護学専攻」という。）の学位審査等について、必要な事項を定める。

(研究の進捗状況の確認)

第2条 看護学専攻の学生は、研究の進捗状況の確認を受けなければならない。

2 前項の実施時期及び実施方法は、山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）が別に定める。

(学位審査の申請資格)

第3条 学位細則第3条第2項の規定により学位の授与を申請する者（以下「論文申請者」という）は、所定の提出日において、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条に定める修了要件を、修了予定日までに満たすことができる者でなければならない。

2 専攻委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 在学年数
- (2) 単位修得状況
- (3) その他

(学位論文)

第4条 学位論文は、和文又は英文で作成し、原則として単著とする。ただし、次の各号の全てを満たす場合は、共著も可とする。

- (1) 論文申請者が筆頭の著者であること。
 - (2) 他の共著者から、当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の確約が得られていること。
 - (3) 他の共著者から、当該論文を自らの学位論文として学位授与の申請に使用しない旨の確約が得られていること。
 - (4) 論文申請者が、その研究において、自ら担当した部分を明記した和文又は英文による報告書を作成し、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことが明確にされていること。
- 2 共著論文における著者名が、アルファベット順等特定の記載順が規定された学術誌の場合にあっては、論文申請者が筆頭者であることを示す他の共著者の承諾を得なければならない。
- 3 学位論文は、次の各号のいずれかとする。ただし、第2号の場合においては当該雑誌の掲載受理証明書を添付することにより、投稿論文の原稿をもって代えることができる。
- (1) 未印刷公表の論文原稿
 - (2) 査読付きの学術雑誌に掲載された論文別刷り

(学位論文等の提出)

第5条 論文申請者は、次の各号に掲げる書類を、指導教員の承認を得て、山梨大学大学院医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に提出するものとする。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式第1号） | 1部 |
| (2) 学位論文 | 4部 |
| (3) 論文目録（別紙様式第2号） | 4部 |
| (4) 論文内容要旨（別紙様式第3号） | 4部 |
| (5) 成績証明書 | 1部 |
| (6) 指導教員の推薦書 | 1部 |

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (7) 参考論文がある場合は当該論文 | 4部 |
| (8) 共著者の承諾書（学位論文が共著論文である場合 別紙様式第4号） | 1部 |
| (9) 自己の担当部分についての報告書（学位論文が共著論文である場合） | 4部 |

2 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 3月修了の場合 1月第2金曜日
- (2) 9月修了の場合 7月第2金曜日

（審査の付託）

第6条 教育部長は、前条に規定する書類を受理したときは、学位細則第9条第2項の規定に基づき、受理した学位論文の審査及び最終試験を山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）に付託する。

（論文審査委員会）

第7条 教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文ごとに、主査1名及び副査2名以上からなる論文審査委員会を看護学専攻に設置する。

- 2 主査は、当該学位論文に係る指導教員以外の教授であって、かつ、看護学専攻の教員資格審査により研究指導の資格を有すると認められた教員でなければならない。
- 3 副査2名は、看護学専攻の専任教員のうち教授又は准教授とする。
- 4 審査のため必要があるときは、前2項に規定する委員以外に1人を限度として、山梨大学大学院医工農学総合教育部（以下「教育部」という。）の他専攻の専任教員又は他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を加えることができる。

（論文審査委員会委員の選出）

第8条 論文審査委員会委員は、看護学専攻長が前条の規定により委員候補者（以下「論文審査委員候補者」という。）を選出し、専攻委員会に付議する。

- 2 専攻委員会は、その結果を教授会に提案する。ただし、論文審査委員候補者の中に教育部の専任教員以外の教員等を含むときは、専攻委員会が当該教員等の資格を判定する。
- 3 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員会委員を決定する。

（学位論文の評価基準）

第9条 論文審査委員会は、次の各号の評価基準に基づき学位論文を審査する。

- (1) 論文のテーマの設定
論文のテーマが、学術的意義、新規性及び当該分野に関する貢献を有するよう適切に設定されていること。
- (2) 論文の論理性
研究成果が論文のテーマに沿っており、論理の一貫性が保たれていること。
- (3) 論文の記述と構成
論文の記述と構成が適切かつ体系的であり、その研究結果の分析と考察が整合性を持つこと。
- (4) 研究の倫理
国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて実施されていること。論文が捏造、改ざんのない公正なデータに基づき作成されていること。他者の論文等からの剽窃がないこと。

（学位論文公聴会）

第10条 論文審査委員会は、学位論文公聴会を公開で行うものとし、実施時期は原則として学位論文審査後とする。

（学位論文の審査及び最終試験）

第11条 論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行い可否を判定する。

- 2 最終試験では、修士の学位にふさわしい識見を確認する。
- 3 学位論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文審査等の結果の報告)

第12条 学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、論文審査委員会主査は、学位論文審査及び最終試験の結果を審査結果報告書(別紙様式第5号)により、専攻委員会に報告する。

(学位授与の判定)

第13条 専攻委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、議決する。

(教育部長への報告)

第14条 専攻委員会委員長は、前条の議決をしたときは、その結果を文書をもって教育部長に報告する。

(学位の授与)

第15条 看護学専攻を修了する者に係る学位の授与は、3月又は9月とする。

(学位論文の再提出)

第16条 学位を授与された者は、学位論文に表紙をつけて製本したものの2部を修了式までに教育部長に提出するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学位審査等に関し必要な事項は、専攻委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に山梨大学大学院医学工学総合教育部修士課程看護学専攻に在籍する者については、従前の例による。
- 3 修士課程看護学専攻学位論文審査要項(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

学位論文審査願

年 月 日

山梨大学大学院
医工農学総合教育部長 殿

入学年度 年度入学
学籍番号
(ふりがな)
氏名 (自署) 印

本学学位細則第5条の規定に基づき、関係書類を添えて提出しますので、審査をお願いします。

論文目録

※ 整理番号		(ふりがな) 氏名 (自署)	印
1 学位論文			
論文題目	著者名	掲載誌名	巻・頁・発行年月
2 参考論文			
論文題目	著者名	掲載誌名	巻・頁・発行年月

備考

- 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 論文題目欄：題目が英語の場合は、() を付し、和訳を付記すること。
- 3 論文題目欄：題目が日本語の場合は、() を付し、英訳を付記すること。
- 4 掲載誌名欄：未公表の学位論文については、次のとおり記入すること。
 - (1) 公表が予定されている場合
 - (2) 公表が未定の場合

○○○雑誌
「予定」

「未定」

論文内容要旨

※ 整理番号		(ふりがな) 氏名 (自署)	印
学位論文 題目			
キーワード			
論文内容要旨			

備考

- 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 論文題目が英語の場合は、() を付し、和訳を付記すること。
- 3 論文題目が日本語の場合は、() を付し、英訳を付記すること。
- 4 論文内容要旨は、研究の目的、方法、結果、考察、結論の順に日本語により1,000字程度にまとめ、文字数を記載してください。(手書き不可)。

学位論文が共著論文である場合の承諾書

年 月 日

山梨大学大学院
医工農学総合教育部長 殿

(ふりがな)
氏名 (自署) 印
勤務先
現住所

下記論文の筆頭著者である _____ が、本論文を貴学大学院に学位論文として提出することを承諾します。

なお、私は、当該論文を学位論文として学位授与の申請に使用いたしません。

記

論文題目 _____

著者名 _____

掲載誌名及び
巻・頁・発行年月 _____

備考

- 1 論文題目が英語の場合は、() を付し、和訳を付記すること。
- 2 論文題目が日本語の場合は、() を付し、英訳を付記すること。

審査結果報告書

※ 整理番号		(ふりがな) 氏 名	
論文審査委員会	主 査	_____	印
	副 査	_____	印
	副 査	_____	印
1 学位論文審査結果			
合 格 不合格			
学位論文審査結果の要旨			
(年 月 日)			
2 最終試験結果			
合 格 不合格			
最終試験結果の要旨			
所定の単位を修得し、また提出された論文を審査した結果、研究業績の価値あるものと認め、更に最終試験の成績を総合して合格の資質があると認める。			
(年 月 日)			

備 考
※印の欄には記入しないこと。

○ 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び看護学専攻長期履修学生規程

制 定 平成28年4月1日

改 正 平成30年3月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条の2第2項の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び看護学専攻の長期履修学生について、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 長期履修学生の申請をすることができる者は、職業を有している等の理由により学則第18条第1項に規定する標準修業年限を超え、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者とする。

(長期履修期間)

第3条 長期履修期間は1年単位とし、学年の途中から長期履修学生となることはできない。

- 2 入学時に長期履修学生として認められた者の履修期間は、標準修業年限を含めて3年又は4年とする。
- 3 在学途中から長期履修学生として認められた者の履修期間は、未修学期間の2倍に相当する年数以内とする。

(申請の手続き)

第4条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 修士課程生命医科学専攻及び看護学専攻長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 在職等証明書

2 申請書類の提出期間は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 入学資格を有する者は、入学前年度の2月末日までとする。
- (2) 在学生が希望する時は、長期履修開始前年度の2月末日までとする。

(長期履修期間の変更)

第5条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回限りとし、希望する者は長期履修期間変更前年度の2月末日までに、修士課程生命医科学専攻及び看護学専攻長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

2 変更の可否は、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いて、学長が決定する。

(在学年限)

第6条 第3条第2項に規定する者は、長期履修期間に2年を加えた年数を超えて在学することができない。

- 2 第3条第3項に規定する者は、長期履修期間と既在学年数に2年を加えた年数を超えて在学することができない。

(許可)

第7条 長期履修の可否は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(授業料)

第8条 長期履修学生に係る授業料の年額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 長期履修期間3年 国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程（以下「授業料等に関する規程」という。）に定める年額の3分の2
 - (2) 長期履修期間4年 授業料等に関する規程に定める年額の4分の2
 - (3) 長期履修期間を終了した後、なお在学する者については、授業料等に関する規程に定める年額
 - (4) 10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。
- 2 第3条第3項に規定する者に係る授業料の年額は、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、長期履修期間で除した金額とする。
- 3 第5条の規定により長期履修期間の短縮を認めたときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、変更後の期間で除した金額を徴収するものとする。
- 4 長期履修学生が退学するときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、退学時に徴収するものとする。

(資格の喪失)

第9条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長に申し出なければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生について必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部修士課程医科学専攻及び看護学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院医学工学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び修士課程看護学専攻長期履修学生制度要項（平成18年7月19日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

修士課程生命医科学専攻及び看護学専攻長期履修学生申請書

年 月 日

山梨大学長 殿

(申請者)

専攻名 _____ 専攻
受験番号/学籍番号 _____
氏名 _____ (印)

下記により、長期履修となることを希望しますので、申請します。

1 長期履修を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ (印)

3 長期履修の期間

開始学年： _____ 年次から

長期履修期間： _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日 (_____ 年間)

(注) 長期履修期間については、各学域の大学院担当に御相談下さい。

※ 提出書類については、長期履修学生の審議にのみ利用いたします。

修士課程生命医科学専攻及び看護学専攻長期履修期間変更申請書

年 月 日

山梨大学長 殿

(申請者)

専攻名 _____ 専攻
学籍番号 _____
氏名 _____ (印)

下記により、長期履修の期間変更（延長 ・ 短縮）を希望しますので、申請します。

1 長期履修の期間変更を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ (印)

3 当初許可された長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

4 変更後の長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

※提出書類については、長期履修学生の審議にのみに利用いたします。

○ 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻
履修規程

制 定 平成29年12月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学大学院医工農学総合教育部細則に定めるもののほか、博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻の履修に関して必要な事項を定める。

(単位の基準)

第2条 授業科目は、講義、演習、実習及び研究に区分して開講し、その単位の基準は次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間をもって1単位とする。
- (3) 実習については、30時間をもって1単位とする。
- (4) 研究については、30時間をもって1単位とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻学位論文審査規程

制 定 平成29年12月13日

1 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）第25条及び山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）第34条の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻（以下「ヒューマンヘルスケア学専攻」という。）の学位審査等について、必要な事項を定める。

2 課程修了による博士の学位

(研究の進捗状況の確認)

第2条 学位細則第3条第3項の規定により学位の授与を申請する者（以下「課程申請者」という）は、学位論文審査の6ヶ月前までに、研究の進捗状況について、主指導教員の確認を受けなければならない。ただし、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条第1項ただし書き及び第39条第2項に規定する修了要件に該当する者については、この限りでない。

- 2 前項の研究の進捗状況の確認対象者は、博士課程に1年以上在学し、教育部細則第20条に規定する授業科目を12単位以上修得した者とする。
- 3 研究の進捗状況の確認対象者は、主指導教員に研究の進捗状況の確認申請書（別紙様式第1号）及び学位論文研究計画の概要（別紙様式第2号）を提出することにより、確認を受けるものとする。
- 4 主指導教員は、研究の進捗状況の確認が終了したときは、その結果を研究の進捗状況の確認報告書（別紙様式第3号）により、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）に報告しなければならない。

(学位審査の申請資格)

第3条 課程申請者は、研究の進捗状況の確認後、所定の提出日において、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条に定める修了要件を、修了日までに満たすことができる者でなければならない。

- 2 専攻委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。
 - (1) 在学年数
 - (2) 単位修得状況
 - (3) その他

(学位論文)

第4条 学位論文は、和文又は英文で作成し、原則として単著とする。ただし、次の各号の全てを満たす場合は、共著も可とする。

- (1) 課程申請者が筆頭の著者であること。
 - (2) 他の共著者から、当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の確約が得られていること。
 - (3) 他の共著者から、当該論文を自らの学位論文として学位授与の申請に使用しない旨の確約が得られていること。
 - (4) 課程申請者が、その研究において、自ら担当した部分を明記した和文又は英文による報告書を作成し、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことが明確にされていること。
- 2 共著論文における著者名が、アルファベット順等特定の記載順が規定された学術誌の場合にあっては、課程申請者が筆頭者であることを示す他の共著者の承諾を得なければならない。

3 学位論文は、査読付き学術雑誌に掲載された論文別刷りとする。ただし、当該雑誌の掲載受理証明書を添付することにより、投稿論文の原稿をもって代えることができる。

(学位論文等の提出)

第5条 課程申請者は、次の各号に掲げる書類を、主指導教員の承認を得て、山梨大学大学院医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に提出するものとする。

- | | |
|--|----|
| (1) 申請資格審査願（別紙様式第4号） | 1部 |
| (2) 履歴書（別紙様式第5号） | 1部 |
| (3) 在学証明書 | 1部 |
| (4) 成績証明書 | 1部 |
| (5) 学位論文審査願（別紙様式第6号） | 1部 |
| (6) 学位論文 | 5部 |
| (7) 論文目録（別紙様式第7号） | 5部 |
| (8) 論文内容要旨（別紙様式第8号） | 5部 |
| (9) 主指導教員の推薦書 | 1部 |
| (10) 参考論文がある場合は当該論文 | 5部 |
| (11) 学位論文公表承諾書（別紙様式第9号）又は
学位論文限定公表申請書（別紙様式第10号） | 1部 |
| (12) 共著者の承諾書（学位論文が共著論文である場合 別紙様式第11号） | 1部 |
| (13) 自己の担当部分についての報告書（学位論文が共著論文である場合） | 5部 |
| (14) 学位論文の要約（別紙様式第12号） | 1部 |
- 2 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。
- (1) 3月修了の場合 12月第2金曜日
 - (2) 9月修了の場合 6月第2金曜日
 - (3) 上記以外の修了の場合 専攻委員会が指定する日

(審査の付託)

第6条 教育部長は、前条に規定する書類を受理したときは、学位細則第9条第2項の規定に基づき、受理した学位論文の審査及び最終試験を山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）に付託する。

(論文審査委員会)

第7条 教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文ごとに、主査1名及び副査2名以上からなる論文審査委員会をヒューマンヘルスケア学専攻に設置する。

- 2 主査は、当該指導教員グループ構成員を除く、ヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員であって、かつ、教員資格審査により研究指導の資格を有すると認められた教員（以下「博士担当教員」という。）でなければならない。
- 3 副査2名は、ヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員とする。
- 4 審査のため必要があるときは、前2項に規定する委員以外に1名を限度として、山梨大学大学院医工農学総合教育部（以下「教育部」という。）の他専攻の専任教員又は他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を加えることができる。

(論文審査委員会委員の選出)

第8条 論文審査委員会委員は、ヒューマンヘルスケア学専攻長（以下「専攻長」という。）が前条の規定により委員候補者（以下「論文審査委員候補者」という。）を選出し、専攻委員会に付議する。

- 2 専攻委員会は、その結果を教授会に提案する。ただし、論文審査委員候補者に教育部の専任教員以外の教員等を含むときは、専攻委員会が当該教員等の資格を判定する。
- 3 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員会委員を決定する。

(学位論文の評価基準)

第9条 論文審査委員会は、次の各号の評価基準に基づき学位論文を審査する。

- (1) 論文のテーマの設定
論文のテーマが、学術的意義、新規性及び当該分野に関する貢献を有するよう適切に設定されていること。
- (2) 論文の論理性
研究成果が論文のテーマに沿っており、論理の一貫性が保たれていること。
- (3) 論文の記述と構成
論文の記述と構成が適切かつ体系的であり、その研究結果の分析と考察が整合性を持つこと。
- (4) 研究の倫理
国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて実施されていること。論文が捏造、改ざんのない公正なデータに基づき作成されていること。他者の論文等からの剽窃がないこと。

(学位論文公聴会)

- 第10条 論文審査委員会は、提出された学位論文について学位論文公聴会を開催するものとし、主査がその司会者となる。
- 2 課程申請者は、学位論文公聴会で論文の発表を行うものとする。
 - 3 論文審査委員会は、原則として開催日の1週間前までに掲示又は書面をもって開催を公示するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

- 第11条 論文審査委員会は、学位論文公聴会の結果を踏まえて学位論文の審査及び最終試験を行い、可否を判定する。
- 2 最終試験では、博士の学位にふさわしい識見を確認する。
 - 3 学位論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文審査及び最終試験結果の報告)

- 第12条 学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、論文審査委員会主査は、学位論文審査等の結果を、以下の書類により専攻委員会に報告しなければならない。
- (1) 学位論文審査結果の要旨(別紙様式第13号)
 - (2) 最終試験結果の要旨(別紙様式第14号)

(学位授与の判定)

- 第13条 専攻委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、議決する。

(教育部長への報告)

- 第14条 専攻委員会委員長は、前条の議決をしたときは、その結果を文書をもって教育部長に報告する。

3 課程修了によらない博士の学位

(学位論文審査の申請資格)

- 第15条 学位細則第3条第5項の規定により学位の授与を申請することのできる者(以下「論文申請者」という。)は、ヒューマンヘルスケア学専攻に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者でなければならない。
- 2 論文申請者は、退学後3年以内の者とし、以後の申請は認めないものとする。
 - 3 専攻委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。
 - (1) 在学期間
 - (2) 単位修得状況
 - (3) その他

(学位論文)

第16条 第4条の規定を準用する。

(学位論文等の提出)

第17条 論文申請者は、次の各号に掲げる書類を、大学院在籍時の指導教員又は専攻長の承認を得て、教育部長に提出するものとする。

- | | |
|--|----|
| (1) 申請資格審査願 (別紙様式第15号) | 1部 |
| (2) 履歴書 (別紙様式第5号) | 1部 |
| (3) 退学証明書 | 1部 |
| (4) 成績証明書 | 1部 |
| (5) 学位申請書 (別紙様式第16号) | 1部 |
| (6) 学位論文 | 5部 |
| (7) 論文目録 (別紙様式第7号) | 5部 |
| (8) 論文内容要旨 (別紙様式第8号) | 5部 |
| (9) 論文指導教員若しくは専攻長の推薦書 | 1部 |
| (10) 参考論文がある場合は当該論文 | 5部 |
| (11) 学位論文公表承諾書 (別紙様式第17号) 又は
学位論文限定公表申請書 (別紙様式第18号) | 1部 |
| (12) 共著者の承諾書 (学位論文が共著論文である場合 別紙様式第11号) | 1部 |
| (13) 自己の担当部分についての報告書 (学位論文が共著論文である場合) | 5部 |
| (14) 学位論文の要約 (別紙様式第12号) | 1部 |
| (15) 学位論文審査手数料 | |

ただし、学位細則第6条第2項により、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

2 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 3月授与の場合 12月第2金曜日
- (2) 9月授与の場合 6月第2金曜日

(審査の付託)

第18条 教育部長は、前条に規定する書類を受理したときは、学位細則第9条第2項の規定に基づき、受理した学位論文の審査及び専攻分野に関する学力の確認を教授会に付託する。

(論文審査委員会)

第19条 教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文ごとに、主査1名及び副査2名以上からなる論文審査委員会をヒューマンヘルスケア学専攻に設置する。

- 2 主査は、大学院在籍時の指導教員を除く、ヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員であつて、かつ、博士担当教員でなければならない。
- 3 副査2名は、ヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員とする。
- 4 審査のため必要があるときは、前2項に規定する委員以外に1名を限度として、教育部の他専攻の専任教員又は他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

(論文審査委員会委員の選出)

第20条 第8条の規定を準用する。

(学位論文の評価基準)

第21条 第9条の規定を準用する。

(学位論文公聴会)

第22条 第10条の規定を準用する。

(学位論文の審査及び専攻分野に関する学力の確認)

第23条 論文審査委員会は、学位論文公聴会の結果を踏まえて学位論文の審査及び専攻分野に関する学力の確認(以下「学力の確認」という。)を行い、合否を判定する。

- 2 学力の確認では、博士の学位にふさわしい識見を確認する。
- 3 学位論文の審査及び学力の確認に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文審査及び学力の確認結果の報告)

第24条 学位論文の審査及び学力の確認が終了したときは、論文審査委員会主査は、学位論文審査等の結果を以下の書類により、専攻委員会に報告しなければならない。

- (1) 学位論文審査結果の要旨(別紙様式第13号)
- (2) 専攻分野に関する学力の確認結果の要旨(別紙様式第19号)

(学位授与の判定)

第25条 第13条の規定を準用する。

(教育部長への報告)

第26条 第14条の規定を準用する。

4 その他

(学位の授与)

第27条 博士課程を修了する者及び論文提出により学位の授与を申請する者に係る学位の授与は、3月及び9月とする。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、学位審査等に関し必要な事項は、専攻委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

研究の進捗状況の確認申請書

年 月 日

ヒューマンヘルスケア学専攻委員長 殿

入 学 年 度 年度入学
専 攻
(ふりがな)
氏名 (自署) 印

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻学位論文審査規程第2条の規定に基づき、学位論文研究計画の概要を添えて提出しますので、審査をお願いします。

学位論文研究計画の概要

学籍番号		氏 名	
主指導教員名			
研究課題			
研究目的・動機・意義			
研究方法			

研究の進捗状況の確認報告書

(ふりがな) 氏 名	
論文題目	
主指導教員	_____ 印
審査結果の要旨	

(年 月 日)

申請資格審査願

年 月 日

山梨大学大学院医工農学総合教育部長 殿

現 住 所
(ふりがな)
氏名 (自署) 印

下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、申請資格の審査をお願いします。

記

- 1 在学証明書 1部
- 2 成績証明書 1部

履 歴 書

※ 整理番号		(ふりがな) 氏名(自署)	印	
生年月日	年 月 日生	(男・女)	本籍 (都道府県)	電 話
現住所			電 話	
勤務先	勤務先名		電 話	
	所在地	〒		
履 歴 事 項				
(年月日)	(学 歴)			
(年月日)	(研究歴)			
(年月日)	(職 歴)			
(年月日)	(免許・資格等)			
(年月日)	(賞 罰)			
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日 氏 名(自署) 印				

- 備 考
- ※印の欄には記入しないこと。
 - 学歴は、大学卒業以降(大学を卒業していない場合は最終学歴)について、学科、研究科等まで記入すること。
 - 研究歴は、職歴と重複する期間についても記入すること。

学 位 論 文 審 査 願

年 月 日

山梨大学大学院医工農学総合教育部長 殿

入 学 年 度 年度入学
専 攻
(ふりがな)
氏 名(自署) 印

本学学位細則第5条の規定に基づき、関係書類を添えて提出しますので、審査をお願いします。

論 文 目 録

※ 整理番号		(ふりがな) 氏名(自署)	印	
学位論文				
論 文 題 目	著 者 名	掲載誌名	巻・頁・発行年月	
参考論文				
論 文 題 目	著 者 名	掲載誌名	巻・頁・発行年月	

- 備 考
- ※印の欄には記入しないこと。
 - 論文題目欄：題目が英語の場合は、()を付し、和訳を付記すること。
 - 論文題目欄：題目が日本語の場合は、()を付し、英訳を付記すること。
 - 巻・頁・発行年月日欄：掲載許可されている場合は、その旨明記すること。

論 文 内 容 要 旨

※ 整理番号		(ふりがな) 氏名(自署)	印	
論文題目				
論文内容要旨				

- 備 考
- ※印の欄には記入しないこと。
 - 論文題目が英語の場合は、()を付し和訳を付記すること。
 - 論文題目が日本語の場合は、()を付し英訳を付記すること。
 - 論文内容要旨は、研究の目的、方法、結果、考察、結論の順に日本語(2,000字程度)でまとめ、文字数を記載してください。(手書き不可)。

論文内容要旨 (続紙)	(ふりがな) 氏名 (自署)				印

学位論文公表承諾書	
年 月 日	
学 長 殿	
専 攻 学籍番号 氏名 (自署) 印	
論文題目	
上記の学位論文の全文をインターネットにより公表することを承諾します。	
主指導教員 印	

備 考

- 1 承諾書末尾に主指導教員の署名捺印を受けること。
- 2 論文題目が英語の場合は、()を付し、和訳を付記すること。
- 3 論文題目が日本語の場合は、()を付し、英訳を付記すること。

学位論文限定公表申請書	
年 月 日	
学 長 殿	
専 攻 学籍番号 氏名 (自署) 印	
論文題目	
上記の学位論文の全文について、以下の事由により、インターネットによる公表が困難なため、要約の公表に代えさせていただきますようお願いいたします。 なお、以下の事由が解消した場合は、全文をインターネットにより公表することを承諾します。	
事由	
主指導教員 印	

備 考

- 1 申請書末尾に主指導教員の署名捺印を受けること。
 - 2 論文題目が英語の場合は、()を付し、和訳を付記すること。
 - 3 論文題目が日本語の場合は、()を付し、英訳を付記すること。
- 【学位論文の全文をインターネットにより公表することができない、やむを得ない事由】
- 例：1 インターネットによる公表ができない内容を含む場合
- 1) 立体形状による表現を含む場合
 - 2) 著作権や個人情報に係る制約がある場合
- 2 インターネットによる公表により明らかな不利益が発生する場合
- 1) 出版刊行されている、若しくは予定されている場合
 - 2) 学術ジャーナルへ掲載されている、若しくは予定されている場合
 - 3) 特許の申請がある、若しくは予定されている場合

学位論文が共著論文である場合の承諾書	
年 月 日	
山梨大学大学院医工農学総合教育部長 殿	
(ふりがな) 氏名 (自署) 印	
勤 務 先 現 住 所	
下記論文の筆頭著者である が、本論文を貴学大学院に学位論文として提出することを承諾します。	
なお、私は、当該論文を学位論文として学位の授与の申請に使用いたしません。 また、当該学位論文の全文をインターネットにより公表することを承諾します。	
記	
論文題目	
著 者 名	
掲 載 誌 名 及 び 巻・頁・発行年月	

備 考

- 1 論文題目が英語の場合は、()を付し、和訳を付記すること。
- 2 論文題目が日本語の場合は、()を付し、英訳を付記すること。

学位論文の要約

※ 整理番号		(ふりがな) 氏 名	
論文題目			

備 考

- ※印の欄には記入しないこと。
- 論文題目が英語の場合は、() を付し、和訳を付記すること。
- 論文題目が日本語の場合は、() を付し、英訳を付記すること。

学位論文審査結果の要旨

※ 整理番号		(ふりがな) 氏 名	
論文審査 委員会委員	主 査	_____	印
	副 査	_____	印
	副 査	_____	印
	副 査	_____	印
(学位論文審査結果の要旨)			

1000字程度

備 考

※印の欄には記入しないこと。

学位論文の要約 (続紙)

(ふりがな) 氏 名	

最終試験結果の要旨

※ 整理番号		(ふりがな) 氏 名	
論文審査 委員会委員	主 査	_____	印
	副 査	_____	印
	副 査	_____	印
	副 査	_____	印
(最終試験結果の要旨)			
(年 月 日)			

備 考

※印の欄には記入しないこと。

申請資格審査願

年 月 日

山梨大学大学院医工農学総合教育部長 殿

現住所
(ふりがな) 印
氏名(自署)

下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、申請資格の審査をお願いします。

記

- | | |
|---------|----|
| 1 履歴書 | 1部 |
| 2 退学証明書 | 1部 |
| 3 成績証明書 | 1部 |

学位申請書

年 月 日

山梨大学大学院医工農学総合教育部長 殿

現住所
(ふりがな) 印
氏名(自署)

本学学位細則第6条の規定に基づき、関係書類を添えて提出しますので、審査をお願いします。

学位論文公表承諾書

年 月 日

学長 殿

現住所
氏名(自署) 印

論文題目

上記の学位論文の全文をインターネットにより公表することを承諾します。

主指導教員 印

備考

- 1 承諾書末尾に主指導教員の署名捺印を受けること。
- 2 論文題目が英語の場合は、()を付し、和訳を付記すること。
- 3 論文題目が日本語の場合は、()を付し、英訳を付記すること。

学位論文限定公表申請書

年 月 日

学長 殿

現住所
氏名(自署) 印

論文題目

上記の学位論文の全文について、以下の事由により、インターネットによる公表が困難なため、要約の公表に代えさせてくださるようお願いします。
なお、以下の事由が解消した場合は、全文をインターネットにより公表することを承諾します。

事由

主指導教員 印

備考

- 1 申請書末尾に主指導教員の署名捺印を受けること。
 - 2 論文題目が英語の場合は、()を付し、和訳を付記すること。
 - 3 論文題目が日本語の場合は、()を付し、英訳を付記すること。
- 【学位論文の全文をインターネットにより公表することができない、やむを得ない事由】
- 例：1 インターネットによる公表ができない内容を含む場合
- 1) 立体形状による表現を含む場合
 - 2) 著作権や個人情報に係る制約がある場合
- 2 インターネットによる公表により明らかな不利益が発生する場合
- 1) 出版刊行されている、若しくは予定されている場合
 - 2) 学術ジャーナルへ掲載されている、若しくは予定されている場合
 - 3) 特許の申請がある、若しくは予定されている場合

専攻分野に関する学力の確認結果の要旨

※ 整理番号		(ふりがな) 氏 名	
論文審査 委員会委員	主査	_____	印
	副査	_____	印
	副査	_____	印
	副査	_____	印
(専攻分野に関する学力の確認結果の要旨)			
(年 月 日)			

備考
※印の欄には記入しないこと。

○山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修学生規程

制 定 平成29年12月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条の2第2項の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻の長期履修学生について、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 長期履修学生の申請をすることができる者は、職業を有している等の理由により学則第18条第3項に規定する標準修業年限を超え、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者とする。

(申請の手続き)

第3条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

(1) 博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修学生申請書（別紙様式1）

(2) 在職等証明書

2 申請書類の提出期間は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 入学資格を有する者は、入学前年度の2月末日までとする。

(2) 在学生が希望する時は、長期履修開始前年度の2月末日までとする。

(許可)

第4条 長期履修の可否は、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いて、学長が決定する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修期間は、1年単位とし、学年の途中から長期履修学生となることはできない。

2 入学時に長期履修学生として認められた者の履修期間は、標準修業年限を含めて4年、5年又は6年とする。

3 在学途中から長期履修学生として認められた者の履修期間は、未修学期間の2倍に相当する年数以内とする。

(在学年限)

第6条 前条第2項に規定する者は、長期履修期間に3年を加えた年数を超えて在学することができない。

2 前条第3項に規定する者は、長期履修期間と既在学年数に3年を加えた年数を超えて在学することができない。

(長期履修期間の変更)

第7条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回限りとし、希望する者は長期履修期間変更前年度の2月末日までに、博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

2 変更の可否は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

（授業料）

第8条 長期履修学生に係る授業料の年額は、次の各号のとおりとする。

(1) 長期履修期間4年 国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程（以下「授業料等に関する規程」という。）に定める年額の4分の3

(2) 長期履修期間5年 授業料等に関する規程に定める年額の5分の3

(3) 長期履修期間6年 授業料等に関する規程に定める年額の6分の3

(4) 長期履修期間を終了した後、なお在学する者については、授業料等に関する規程に定める年額

(5) 10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

2 第5条第3項に規定する者に係る授業料の年額は、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、長期履修期間で除した金額とする。

3 前条の規定により長期履修期間の短縮を認めたときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、変更後の期間で除した金額を徴収するものとする。

4 長期履修学生が退学するときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、退学時に徴収するものとする。

（資格の喪失）

第9条 長期履修学生は、その資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長に申し出なければならない。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生について必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修学生制度細則（平成28年4月1日制定）は廃止する。

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修学生申請書

年 月 日

山梨大学長 殿

(申請者)

専攻名 _____ 専攻
受験番号/学籍番号 _____
氏 名 _____ (印)

下記により、長期履修学生となることを希望しますので、申請します。

1 長期履修を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ (印)

3 長期履修の期間

開始学年： _____ 年次 から

長期履修期間： _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日 (_____ 年間)

(注) 長期履修期間については、各学域の大学院担当に御相談下さい。

※ 提出書類については、長期履修学生の審議にのみ利用いたします。

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修期間変更申請書

年 月 日

山梨大学長 殿

(申請者)

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏名 _____ (印)

下記により、長期履修の期間変更（延長 ・ 短縮）を希望しますので、申請します。

1 長期履修の期間変更を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ (印)

3 当初許可された長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

4 変更後の長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

※ 提出書類については、長期履修学生の審議のみに利用いたします。